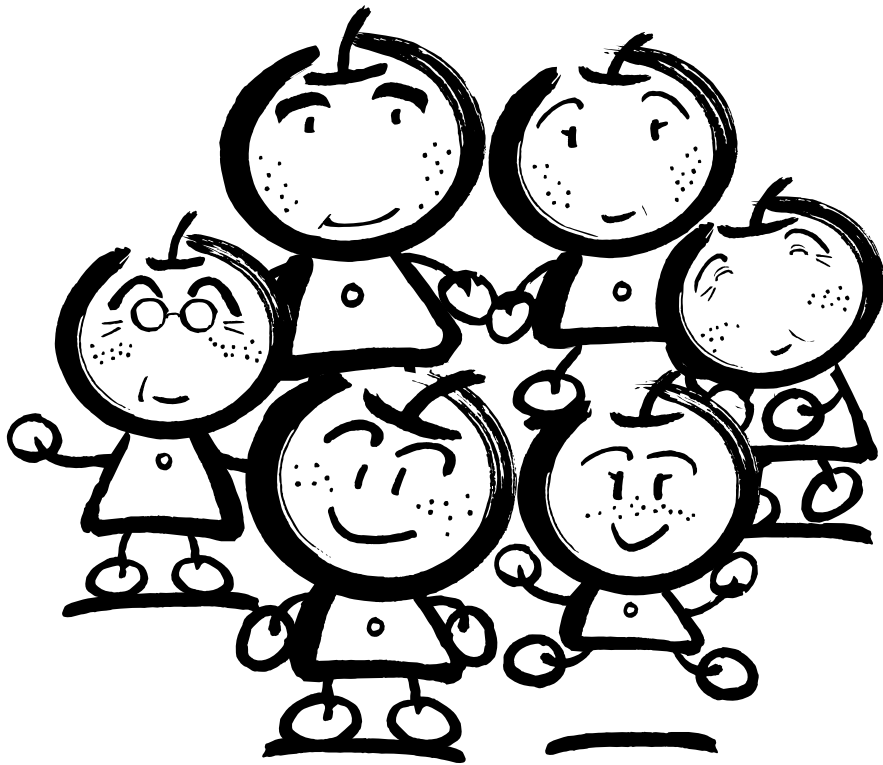


白井市第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

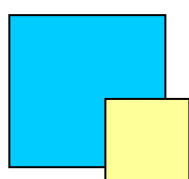


令和6年3月

白井市

目次

第1章 序論(計画策定にあたって)	1
第1節 計画策定の背景・目的	3
第2節 計画の性格と位置付け	5
第3節 計画の期間	7
第2章 障がいのある人・難病患者の現状等	9
第1節 障がいのある人・難病患者の状況	10
第2節 「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」の達成状況	13
第3節 アンケート・ヒアリング調査結果の要点	25
第3章 計画の基本的な考え方	52
第1節 計画の目標像	53
第2節 計画の基本方針	54
第3節 障がいのある人・難病患者の将来推計	56
第4節 成果目標及び活動指標	57
第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)	71
第1節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要	72
第2節 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み	76
第3節 障がい児通所支援等の見込み	82
第4節 地域生活支援事業の見込み	85
◇「見込み量」・「実施見込み」一覧	92
第5章 計画の推進と進行管理	97
第1節 推進・進行管理の考え方	99
参考資料	
資料1 計画策定までの経過	
資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	



第 1 章 序 論 (計画策定にあたって)

Ⅰ 計画策定の背景・目的

『白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の策定

「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度に終了したことから、法に基づく3年ごとの計画の見直しとして、新たに策定する計画になります。

本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び白井市の地域生活支援事業）、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）及びその他の障害福祉施策を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

今後はこの計画に沿った施策を展開し、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを目指します。

近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第6期障害福祉計画』策定以降）

令和2（2020）年度

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に基づく取組を推進
- 読書バリアフリー基本計画の策定
アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上等について取り組む「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定

令和3（2021）年度

- 改正バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）の全面施行
 - ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
 - ・優先席や車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用
 - ・市町村等による「心のバリアフリー」を推進
- 権利擁護の推進として、日常生活自立支援事業を実施するとともに成年後見制度の利用促進に関する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定

令和4（2022）年度

- 「障害者差別解消法」改正法の施行に向けた「基本方針」の改定
改正法については、令和6（2024）年4月施行。これに向けた「基本方針」が改定。
【改正法の概要】
 - ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務に改める。
 - ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加・差別解消のための支援措置の強化
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行
「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が5月に施行。
 - ・障がいのある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進
 - ・質の向上に関する協議の場の開催 等
- 障がい者のための施策の基本となる「第5次基本計画」策定
対象期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
- 「障害者総合支援法等一部改正法」の成立
障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実等を図る。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援」などの提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込み等を明らかにするものです。

※**障害者総合支援法 第 88 条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※**児童福祉法 第 33 条の 20** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

【国の基本指針における主な見直しのポイント】

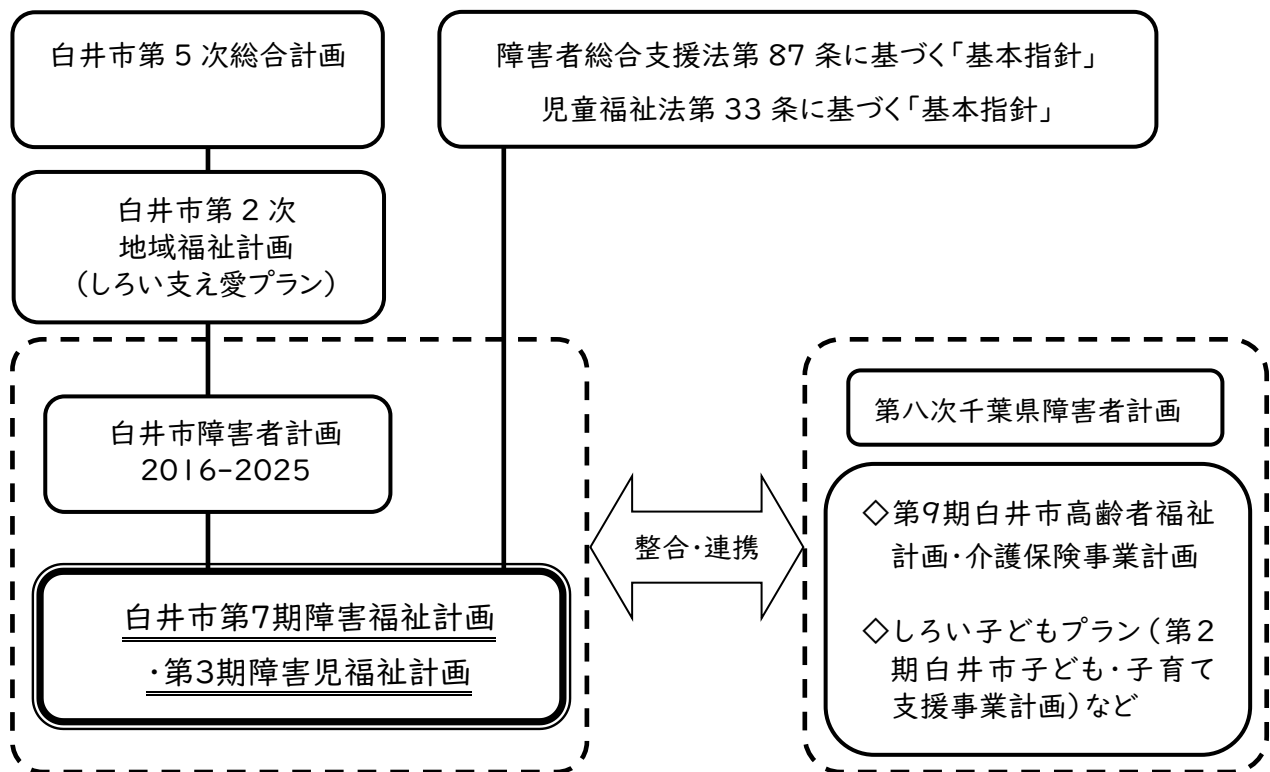
- 難病患者等への支援を明確にすること
- 入所等から地域生活に移行する際に、適切に意思決定支援を行うこと
- 地域生活支援拠点等の運営にあたり、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保すること
- 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図ること
- 障がい福祉人材の確保・定着を図り、職場環境の整備、事務負担の軽減等を進めていくこと
- 障がい者の社会参加を支える取組の定着を目指すこと
- 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者養成、当事者による ICT 活用等を促進すること
- 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・自立訓練等のサービスと居住支援法人との連携を推進し、グループホームにおいては、希望者に対する一人暮らし支援等の充実を図ること
- 重度障がい者や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進すること

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障害福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

◇計画の体系図



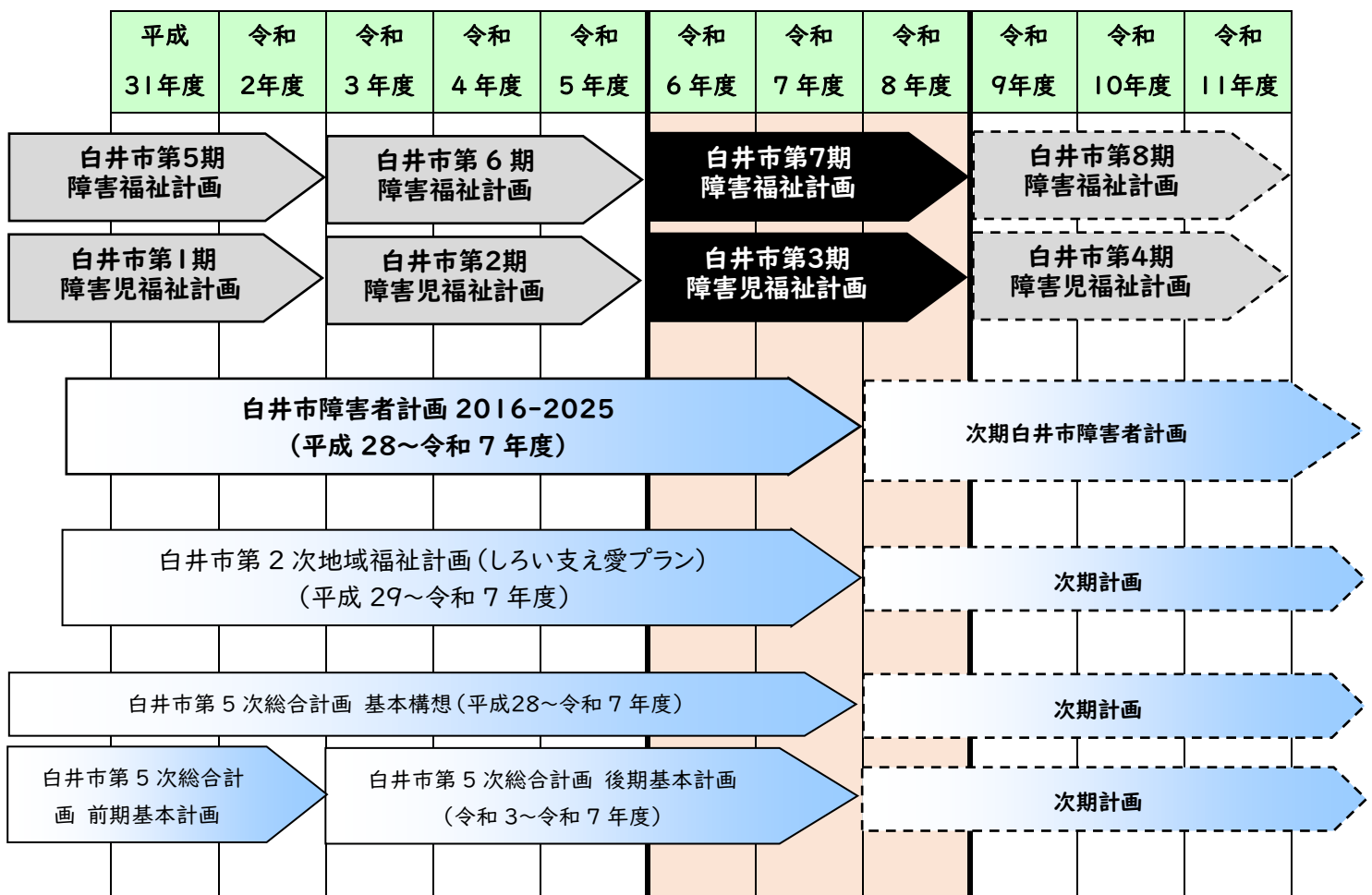
3 計画の期間

国の基本指針において、計画の期間は、3年を1期として作成することを基本としつつ、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟に期間を設定することが可能になりました。

ただし、報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、支給実績、障害福祉のニーズ、事業者の状況等について調査、分析、評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合は、見込量の変更について3年を1期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこととされています。

白井市では、新しい指針により適切に対応するとともに、支給実績の年度ごとの変化が大きく、障害福祉のニーズも変化が見込まれることから、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、第5章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。



4 SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (エスディー・ジーズ Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 カ国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年から令和12 年までの間に達成すべき 17 のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

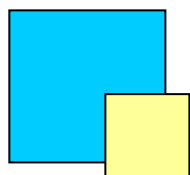
障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを実現するための障害福祉計画・障害児福祉計画の取り組みは、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」を中心として、7つの目標に関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていくため、SDGs の目標達成を意識しながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。



白井市障害福祉計画・障害児福祉計画に関連する 7 つのゴール(目標)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに |
| 8 働きがいも経済成長も | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう | |



第2章 障がいのある人・難病患者の現状等

1 障がいのある人・難病患者の状況

(1) 手帳所持者数など

本市の令和4年度末における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,753 人で、総人口 62,745 人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ 2.8%、療育手帳(知的障がい)は 450 人で総人口のおよそ 0.7%、精神障害者保健福祉手帳は 532 人で、総人口のおよそ 0.8% となっています。なお、本表にはありませんが、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は 1,024 人で、総人口のおよそ 1.6%となっています。

■障がい者(児)数の推移 ～障害者手帳所持者数～

(単位:人)

年度	総人口 (住民基本台帳)	身体障害者手帳所持者						療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者
		総数	視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい		
H30	63,555	1,573	80	118	22	795	558	363	382
H31	63,336	1,630	85	123	24	806	592	382	422
R2	63,012	1,660	93	134	25	800	608	400	434
R3	62,745	1,706	92	141	24	810	639	414	499
R4	62,693	1,753	98	149	22	827	657	450	532

資料:白井市障害福祉課(各年度末現在)

■障がいのある人数 ～等級・程度別内訳～

●身体障害者手帳 (単位:人)

級別	人数
1級	623
2級	249
3級	239
4級	454
5級	87
6級	101
合計	1,753

●療育手帳 (単位:人)

	Bの2	Bの1	A・㉔	合計
18歳未満	83	38	41	162
18歳以上	95	77	116	288
合計	178	115	157	450

●精神障害者保健福祉手帳(単位:人)

級別	人数
1級	61
2級	318
3級	153
合計	532

資料:白井市障害福祉課(令和4年度末現在)

(2) 近年の障がいのある人数の傾向

① 身体障がい

令和 4 年度末における身体障害者手帳の等級を見ると、1 級が 623 人で最も多く、1・2 級を合わせた重度者では 872 人となり、全体のほぼ半数を占めています。平成 30 年度末と比べると全体で 180 人、約 1.1 倍増加しています。年齢別では、65 歳以上の方が 7 割近くを占めています。

② 知的障がい

令和 4 年度末における療育手帳所持者の合計 450 人中、18 歳未満が 162 人(約 36%)で、18 歳以上が 288 人(約 64%)となっています。平成 30 年度末と比べると全体で 87 人、約 1.2 倍増加しており、増加人数の内訳は、軽度 29 人、中度 32 人、重度 26 人です。手帳の程度では、軽度が 178 人(約 40%)で最も多くなっています。

③ 精神障がい

令和 4 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 532 人で、等級別の内訳では、2 級が 318 人(約 60%)を占めています。平成 30 年度末と比べると全体で 150 人、約 1.4 倍増加しており、増加人数の内訳は、3 級 44 人、2 級 95 人、1 級 11 人です。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、約 84%を占めています。

(3) 「難病等受給者証」所持者数の状況

本市が把握している、令和 4 年度末における難病等患者数は、特定医療費(指定難病)の受給者証所持者が 410 人で、総人口の約 0.7%、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が 51 人で、総人口の約 0.1%となっています。

特定医療費(指定難病)の受給者数は、少しずつ増加していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の対応として更新の手続きが自動更新とされたため多くなっています。

■ 「難病等受給者証」所持者数

年度	総人口(人)	特定医療費(指定難病)(人)	小児慢性特定疾病医療費(人)
平成 30 年度	63,555	342	67
平成 31 年度	63,336	359	54
令和 2 年度	63,012	405	62
令和 3 年度	62,745	377	51
令和 4 年度	62,693	410	51

資料：印旛保健所(印旛健康福祉センター)事業年報(各年度末現在)

(4)「障害支援区分☆」認定の状況

障害支援区分別の障害福祉サービス等支給決定者数を見ると、いずれの年も「区分6」の人が最も多く、合計では毎年度増加している状況です。

■障害支援区分別支給決定者数の推移

(単位:人)

年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	3	29	43	29	22	50	176
令和3年度	3	31	46	34	22	54	190
令和4年度	3	40	38	38	24	54	197

資料:白井市障害福祉課(各年度末現在)

☆障害支援区分:障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど必要とされる支援の度合いが大きくなります。移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通及び行動障害等に関連する項目からなる認定調査の結果及び医師の意見書等に基づき、一次判定(コンピュータ判定)、二次判定(市町村審査会)を通して決定されます。

2 「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」の達成状況

国の指針に基づき白井市が設定した目標の達成状況は以下のとおりです。

(1) 成果目標の達成状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数	数値等
【目標値】平成 31 年度末の施設入所者数 24 人の 6%以上増加	2 人
【令和 5 年度末実績見込み】	4 人
達成率 (%)	200%

入所者数減少見込み	数値等
【目標値】平成 31 年度末の施設入所者数 24 人の 1.6%以上削減	1 人
【令和 5 年度末実績見込み】	0 人
達成率 (%)	0%

- ・「地域生活移行者数」については、平成 31 年度末時点の施設入所者数から、2 人の地域生活移行を目標値としました。令和 5 年度末の実績見込みは 4 人であり、目標値を達成できる見込みです。
- ・「入所者数減少見込数」については、平成 31 年度末時点の施設入所者数から、1 人の減少を目標値としました。令和 3 年度、令和 4 年度ともに目標値を達成していないことから、計画期間内の目標達成は難しい見込みです。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム☆の構築

☆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を指す理念であり、自治体は、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置して地域の課題を共有化した上で、システムの構築に資する取組を推進することとされています。

保健・医療・福祉関係者による協議の場	数値等
【目標値】	設置
【令和 5 年度末実績見込み】	設置
達成状況	達成

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、令和3年度に関係機関による協議の場(しろいメンタルサポートネットワーク)を設置し、毎年度、精神障がい者に関する地域課題等の協議を行っていることから、令和5年度末までに設置するという目標を達成しました。

③ 地域生活支援拠点☆等が有する機能の充実

☆地域生活支援拠点:居住支援機能と地域支援機能の一体的整備推進を目的に整備される拠点で、地域内で相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成等の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものとされています。

地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	数値等
【目標値】	年1回
【令和5年度末実績見込み】	年1回
達成状況	達成

・市では、地域生活支援拠点を平成31年度に設置しました。平成31年度以降は毎年度、地域自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、安定的・継続的な運営の確保と機能の充実に取り組んでいることから、目標を達成したと判断しました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度の年間一般就労者数 (就労移行支援事業等を通じて、同年中に福祉施設 利用から一般就労に移行した人)	数値等
【目標値】平成31年度の年間一般就労者数15 人の1.27倍以上	20人
【実績見込み】	14人
達成率(%)	70%

・年間一般就労者数は、障害福祉サービスの通所等利用(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労に移行した人の数としています。

・福祉施設からの一般就労者数は、20人を目標値としました。

・令和3年度以降増加傾向にあるものの、令和5年度の実績見込みは14人であり、計画期間内の目標達成は難しい見込みです。

令和 5 年度末の就労移行支援事業利用者数	数値等
【目標値】平成 31 年度利用者数の 1.3 倍以上	30 人
【実績見込み】	36 人
達成率 (%)	120%

- ・就労移行支援事業利用者数は、30 人を目標値としました。
- ・利用者数は、令和 3 年度、4 年度ともに目標値を上回っており、令和 5 年度についても 36 人の実績が見込まれることから、目標を達成できる見込みです。

令和 5 年度末の就労継続支援A型事業 利用者数	数値等
【目標値】平成 31 年度利用者数の 1.26 倍以上	31 人
【実績見込み】	33 人
達成率 (%)	106%

- ・就労継続支援 A 型事業の利用者数は、31 人を目標値としました。
- ・利用者数は、令和 4 年度には、目標値を上回っており、令和 5 年度についても 33 人の実績が見込まれることから、目標を達成できる見込みです。

令和 5 年度末の就労継続支援B型事業利用者数	数値等
【目標値】平成 31 年度利用者数の 1.23 倍以上	72 人
【実績見込み】	93 人
達成率 (%)	129%

- ・就労継続支援 B 型事業の利用者数は、72 人を目標値としました。
- ・利用者数は、令和 3 年度、4 年度ともに目標値を上回っており、令和 5 年度についても 93 人の実績が見込まれることから、目標を達成できる見込みです。

令和 5 年度の就労定着支援利用率	数値等
【目標値】就労移行支援事業等を通じ一般就労移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用	70%
【実績見込み】	50%
達成率 (%)	71%

- ・令和 3 年度、4 年度ともに目標値を下回っており、令和 5 年度においても目標達成は難しい見込みです。

就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	数値等
【目標値】市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割	70%
【実績見込み】	100%
達成率 (%)	100%

- ・市内の就労定着支援事業所が 1 箇所のみであり、当該事業所が就労定着率 8 割以上であることから、令和 5 年度の目標を達成しています。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター [☆] 設置数	数値等
【目標値】	1 箇所
【令和 5 年度末実績見込み】	1 箇所
達成状況	達成

- ・令和 4 年度に、白井市こども発達センターが児童発達支援センターとなったことから、目標を達成しています。

☆児童発達支援センター：地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関であり、地域の障害児通所支援等の事業所と連携しながら、専門性に基づく発達支援・家族支援、事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション、地域のインクルージョン推進、障がい児の発達支援の相談等の機能を果たすセンター

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	数値等
【目標値】	実施
【令和 5 年度末実績見込み】	実施
達成状況	達成

- ・白井市こども発達センターの児童発達支援センター移行に伴い、令和 4 年度から保育所等訪問支援を開始したため、市内において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築するとの目標を達成しています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	数値等
【目標値】	1 か所
【令和 5 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の市内設置については、具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	数値等
【目標値】	1 か所
【令和 5 年度末実績見込み】	0 か所
達成状況	未達成

- ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の市内設置については、具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	数値等
【目標値】	設置
【令和 5 年度末実績見込み】	設置
達成状況	達成

- ・医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場については、令和 4 年度に自立支援協議会のこどもワーキンググループの下部組織として、協議の場を設置しました。

医療的ケア児等に関するコーディネーター☆	数値等
【目標値】	配置
【令和 5 年度末実績見込み】	配置
達成状況	達成

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和 5 年度に白井市こども発達センターに配置したことから、目標を達成しています。

☆医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場において、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーター

(2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値(見込み量)と実績値

区 分		令和 3 年度			令和 4 年度			
		計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)	
訪問系サービス〔時間/月〕		3,085	2,483	80.5	3,208	2,564	79.9	
日 中 活 動 系	生活介護〔人日/月〕	1,563	1,689	108.1	1,594	1,691	106.1	
	自立訓練(機能訓練)〔人日/月〕	21	13	61.9	21	7	33.3	
	自立訓練(生活訓練)〔人日/月〕	118	57	48.3	118	56	47.5	
	就労移行支援〔人日/月〕	452	601	133.0	502	524	104.4	
	就労継続支援(A型)〔人日/月〕	447	515	115.2	492	564	114.6	
	就労継続支援(B型)〔人日/月〕	1,042	1,168	111.8	1,094	1,294	118.3	
	就労定着支援〔人日/月〕	6	6	100.0	8	16	200.0	
	療養介護〔人/月〕	2	2	100.0	2	2	100.0	
	短期入所							
	福祉型〔人日/月〕	56	86	153.6	63	160	254.0	
	医療型〔人日/月〕	3	0	0	3	4	133.3	
居 住 系	自立生活援助〔人/月〕	2	8	400.0	2	3	150.0	
	共同生活援助〔人/月〕	51	51	100.0	58	58	100.0	
	施設入所支援〔人/月〕	24	26	108.3	23	24	104.3	
	精神障がい者の自立生活援助 〔人/月〕	1	2	200.0	1	2	200.0	
	精神障がい者の共同生活援助 〔人/月〕	20	23	115.0	23	26	113.0	
相 談 支 援	計画相談支援〔人/月〕	56	76	135.7	61	78	127.9	
	地域相談 支援〔人/月〕	地域移行支援	2	0	0	2	0	0
		地域定着支援	4	0	0	4	0	0
		精神障がい者の 地域移行支援	1.5	0	0	1.5	0	0
		精神障がい者の 地域定着支援	3.0	0	0	3.0	0	0

*人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数=月間の延べ利用日数

(3) 障害児通所支援等の計画値(見込み量)と実績値

◇障害児通所支援・障害児相談支援

区 分		令和 3 年度			令和 4 年度		
		計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
日 中 活 動 系	児童発達支援〔人日/月〕	697	749	107.5	746	837	112.2
	医療型児童発達支援〔人日/月〕	4	0	0.0	4	0	0.0
	放課後等デイサービス〔人日/月〕	1,415	1,444	102.0	1,570	1,742	111.0
	居宅訪問型児童発達支援 〔人日/月〕	4	0	0.0	4	0	0.0
	保育所等訪問支援〔人日/月〕	0	0	—	10	4	40.0
相談支援	障害児相談支援	43	59	137.2	51	78	152.9

◇医療的ケア児に対する支援

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置人数 〔人〕	0	0	—	0	0	—

◇障がい児受け入れ

① 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
① 保育所〔人〕	44	45	89.04	49	50	98.7
② 認定子ども園〔人〕	1	2		1	2	
③ 幼稚園〔人〕	67	53		68	62	
④ 放課後健全育成事業〔人〕	34	30		34	34	
⑤ 事業所内保育〔人〕	0	0		0	0	
⑥ その他(小規模保育所等)〔人〕	0	0		0	2	
合 計	146	130		152	150	

(4) 地域生活支援事業の計画値(見込み量)と実績値

◇必須事業分

事業名	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	見込比(%)	計画値	実績値	見込比(%)
(1) 理解促進研修・啓発事業	有	有	—	有	有	—
(2) 自発的活動支援事業	無	無	—	無	無	—
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業所数 〔箇所〕	2	3	150.0	2	5	250.0
② 基幹相談支援センター	無	無	—	無	無	—
③ 基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	—	有	有	—
④ 住宅入居等支援事業	無	無	—	無	無	—
(4) 成年後見制度利用支援事業 〔人〕	2	6	300.0	2	4	200.0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無	無	—	無	無	—
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者設置事業(実設置見込み通訳者数)	0	0	—	0	0	—
② 手話通訳者派遣事業(実利用見込み者数)	5			5		260.0
③ 要約筆記者派遣事業(実利用見込み者数)	(2サービス合計)	12	240.0	(2サービス合計)	13	
(7) 日常生活用具給付等事業 〔件〕						
① 介護・訓練支援用具	2	1	50.0	2	4	200.0
② 自立生活支援用具	7	7	100.0	7	7	100.0
③ 在宅療養等支援用具	4	5	125.0	4	7	175.0
④ 情報・意思疎通支援用具	16	32	200.0	16	28	175.0
⑤ 排せつ管理支援用具	1,231	1,211	98.4	1,280	1,216	95.0
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	1	50.0	2	1	50.0

事業名		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (養成講習実修了見込み者数) [人]		5	3	60.0	5	4	80.0
(9) 移動支援 事業	利用実人数 [人/年]	70	76	108.6	71	54	76.1
	延べ利用時間 [時間/年]	8,753	6,228	71.2	8,841	5,028	56.9
(10) 地域活 動支援センタ ー	市内設置数 [箇所]	2	1	50.0	2	1	50.0
	市内利用実人数 [人/年]	69	45	65.0	75	50	66.7
	他市町村利用箇 所数[箇所]	2	2	100.0	2	2	100.0
	他市町村利用実 人数[人/年]	23	12	52.2	24	12	50.0

◇任意事業分

事業名		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
(1) 日中一時支援事業[人/月]		51	52	102.0	58	53	91.4
(2) 訪問入浴サービス事業 [人/年]		4	4	100.0	4	4	100.0
(3) 自動車運転免許取得費補助 事業[人/年]		1	0	0	1	0	0
(4) 自動車改造費補助事業 [人/年]		2	2	100.0	2	1	50.0

◇発達障がい者等に対する支援

事業名	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	見込比(%)	計画値	実績値	見込比(%)
ペアレントトレーニング・プログラム 受講者数[人/年]	1	0	0	1	5	500.0
ペアレントメンターの人数[人/年]	1	0	0	1	1	100.0
ピアサポートの活動への参加人数 [人/年]	1	1	100.0	1	1	100.0

◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事業名	令和3年度			令和4年度			
	計画値	実績値	見込比(%)	計画値	実績値	見込比(%)	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数[人/年]	1	1	100.0	1	2	200.0	
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数[人/年]	0	0	-	0	1	0	
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等との関係者ごとの参加者	保健	1	2	200.0	1	2	200.0
	医療(精神科)	0	6	0	0	6	0
	医療(精神科以外)	0	0	-	0	0	-
	福祉	8	7	87.5	8	7	87.5
	介護	1	1	100.0	1	1	100.0
	当事者	0	0	-	0	0	-
	家族等	1	2	200.0	1	2	200.0

◇相談支援体制の充実・強化等

事業名	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	—	有	有	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数〔件〕	17	37	218	17	47	276
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数〔件〕	1	1	100	1	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数〔回〕	2	7	350	2	7	350

◇障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

事業名	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	見込比 (%)	計画値	実績値	見込比 (%)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数〔人〕	4	0	0	4	2	50
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数〔回〕	0	0	—	0	0	—

3 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

(1) 白井市障害福祉計画、障害児福祉計画の改定に向けたアンケート調査

本計画の策定に先立って、各障がい者手帳保持者（無作為抽出）及び障害児通所支援支給決定児（全数）を対象に調査を実施しました。

◇調査の目的

- ・指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等のそれぞれについて、種類ごとのニーズを把握すること
- ・より効果的・効率的な障害福祉サービスの実施に向け、利用者等の意見を把握すること

◇調査実施概要

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	通算
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害児通所支援支給決定児	1,189人
(2) 対象者数	580人	114人	201人	294人	
(3) 抽出方法	無作為抽出			全数調査	
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	令和5年1月5日(木)～令和5年1月25日(水)				
(6) 回収結果					
・有効回収数	338通	54通	100通	157通	649通
・有効回収率	58.3%	47.3%	49.8%	53.4%	54.6%

◇ ちょうさけっか 調査結果

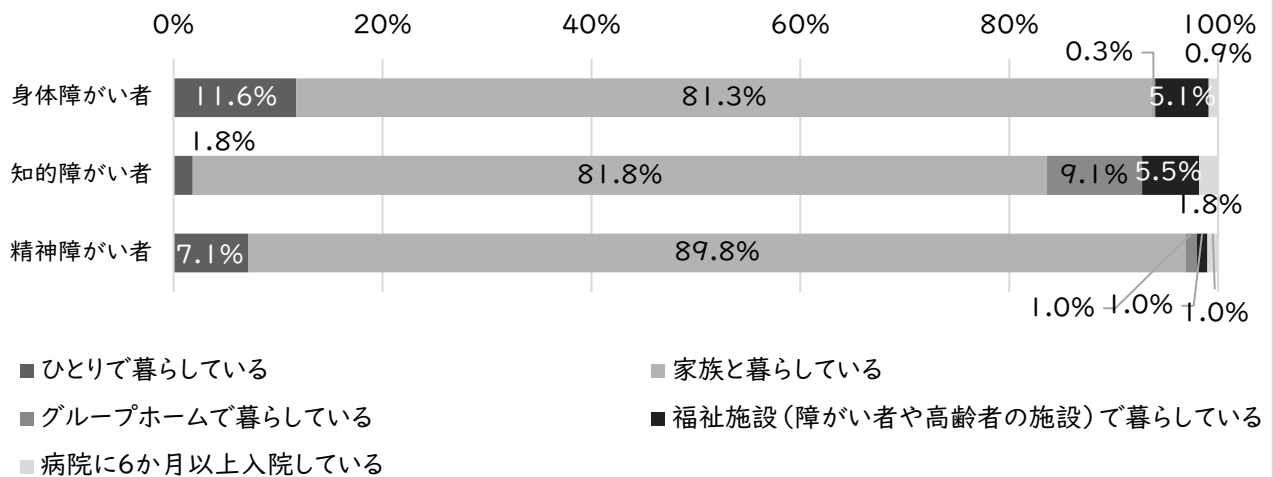
以下に、調査結果からみた障がいのある人の福祉サービスについての要望についての要点をまとめて示します。

① 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（18歳以上の方）

【現在の暮らし】

- ▶ 身体・知的・精神障がい者の大半が、ご家族と暮らしています。
- ▶ ひとり暮らしをしているのは、身体障がい者の約12%、知的障がい者の約2%、精神障がい者の約7%です。
- ▶ 知的障がい者の約9%がグループホームで暮らしています。

現在の暮らし〔回答者 身体:336人・知的:55人・精神:98人〕

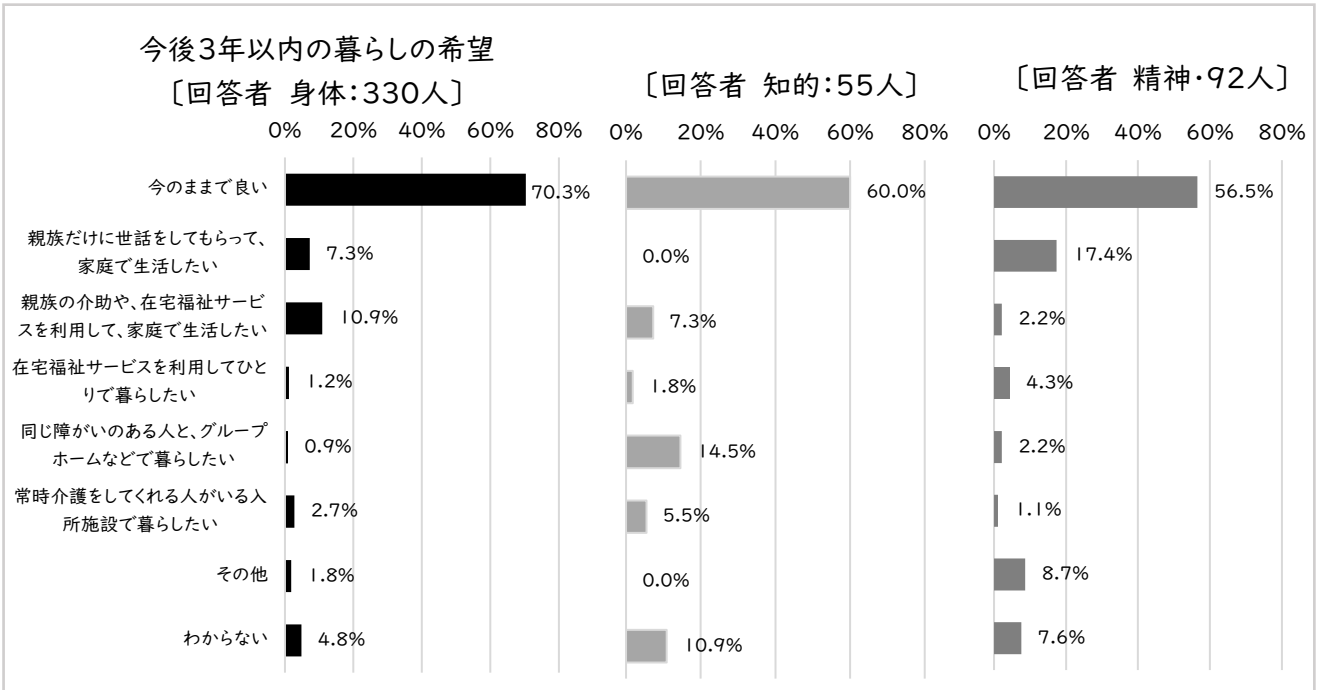


※無回答者を除いた割合

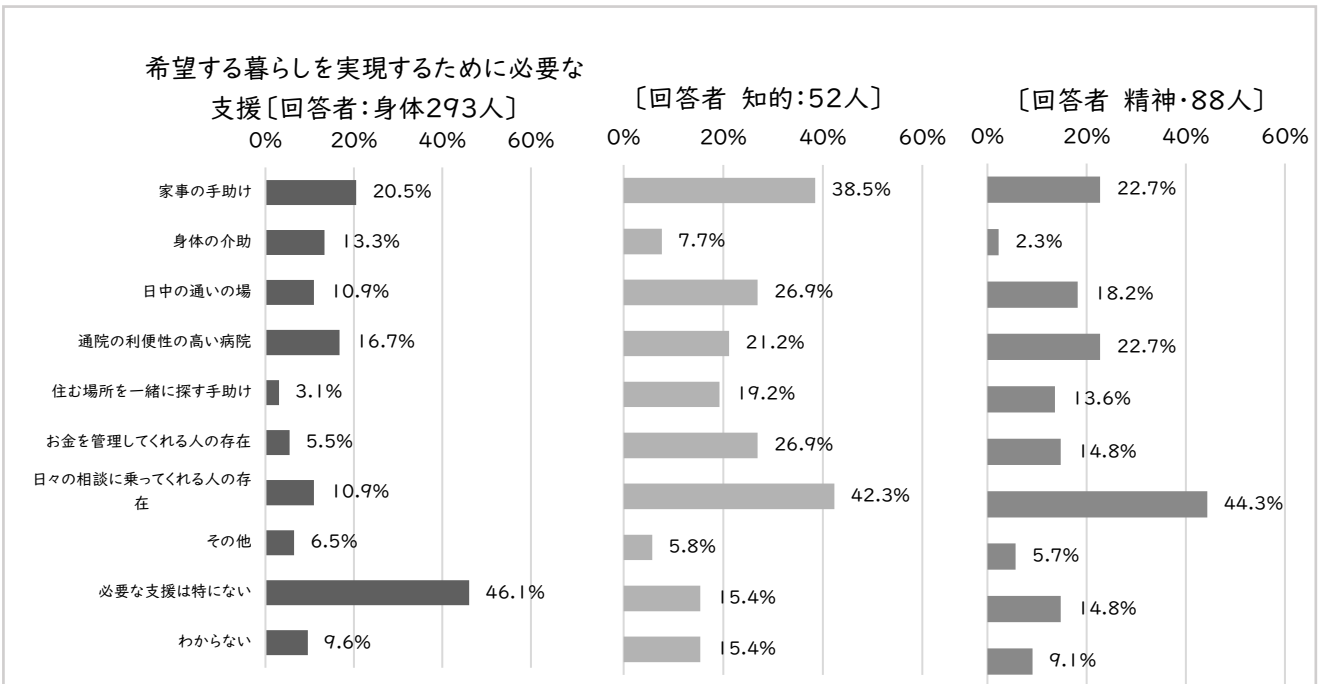
【今後3年間の暮らしの希望・必要なお手伝い】

▶今後3年以内の暮らしの希望としては、身体・知的・精神障がい者の多くが、「今のままで良い」と考えています。知的障がい者の約15%が「同じ障がいのある人と、グループホームなどで暮らしたい」と回答されています。

▶希望する暮らしをかなえるために必要なお手伝いとしては、身体障がい者は、「特にない」との回答が最も多く、知的・精神障がい者については、「日々の相談に乗ってくれる人の存在」が最も多くなっています。



※無回答を除いた割合



【身の回りの介助者】

▶身の回りの介助者は、身体障がい者では配偶者が、知的・精神障がい者は親が最も多くなっています。

▶介助者の年齢は、15歳以上23歳未満、15歳未満という、若い世代の介助者もいます。身体障がい者については75歳以上が他の障がいより多くなっています。

▶介助者について心配な点は、介助者に身体の衰えがあるという回答が最も多くなりました。

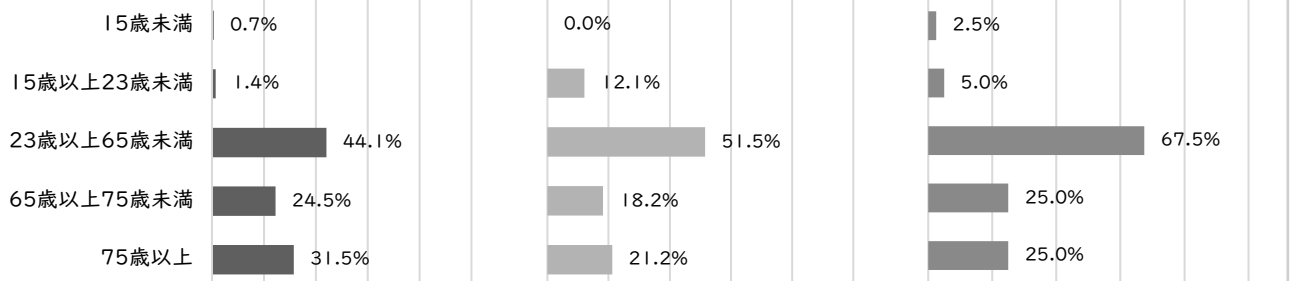
介助者の年齢〔介助を受けていると

の回答者 身体:143人〕

〔回答者 知的:33人〕

〔回答者 精神:40人〕

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100%



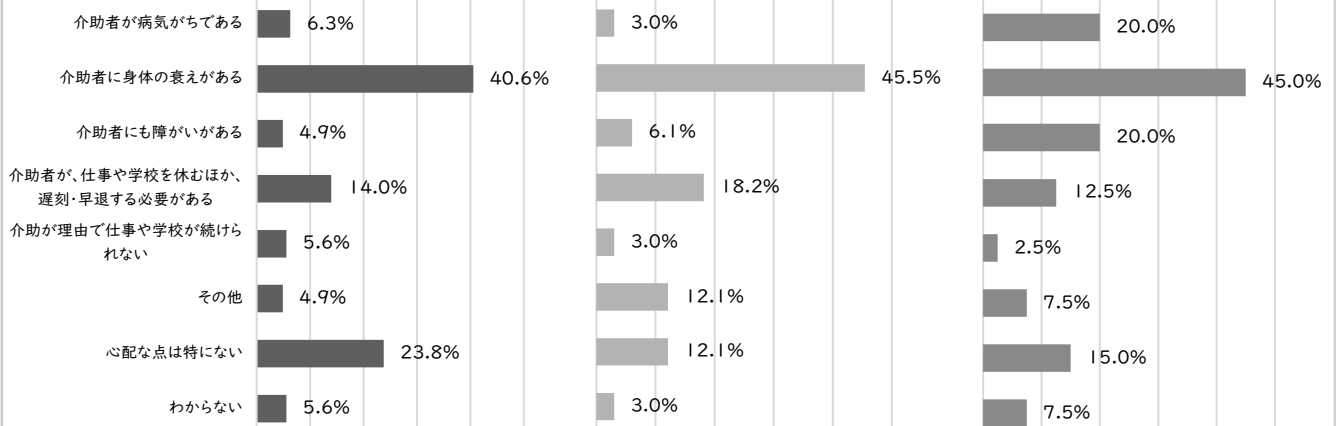
介助者の心配な点〔介助を受けてい

るとの回答者身体143人〕

〔回答者 知的:33人〕

〔回答者 精神:40人〕

0% 10% 20% 30% 40% 50% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 0% 10% 20% 30% 40% 50%

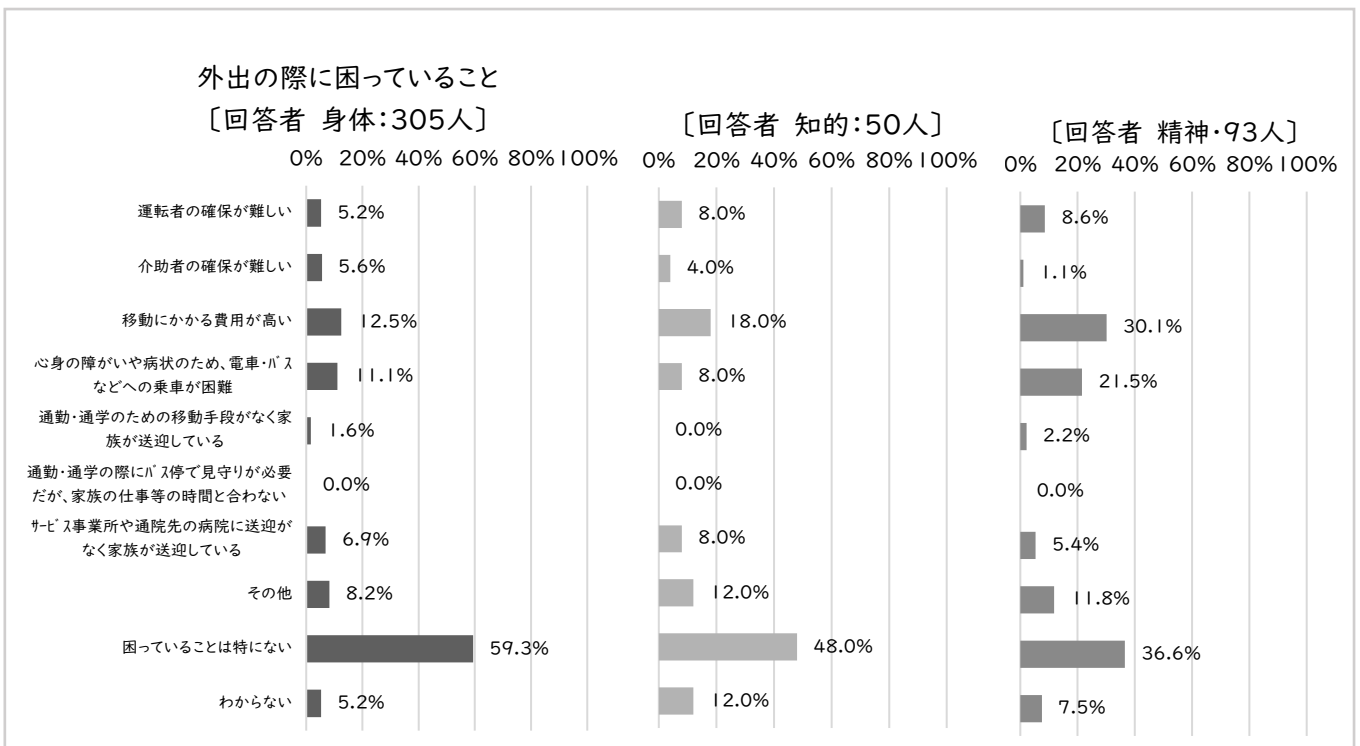


がいしゅつ
【外出について】

がいしゅつ さい こまって
▶外出の際に困っていることについては、「**困っていることは特にない**」が最も多かったです。

つぎ こまって
▶次に困っていることは、「**移動にかかる費用が高い**」「**心身の障がいや病状のため、電車・バスなどへの乗車が困難**」ということでした。

- 外出の時の交通手段は身体・知的・精神障がい者のいずれも、「徒歩」「自家用車(乗せてもらう)」「電車」が比較的多くなっています。身体障がい者については、自家用車(自分で運転)やオートバイの回答が他の障がいより比較的多い一方で、コミュニティバスナッシー号や路線バスの利用が比較的少なくなっています。

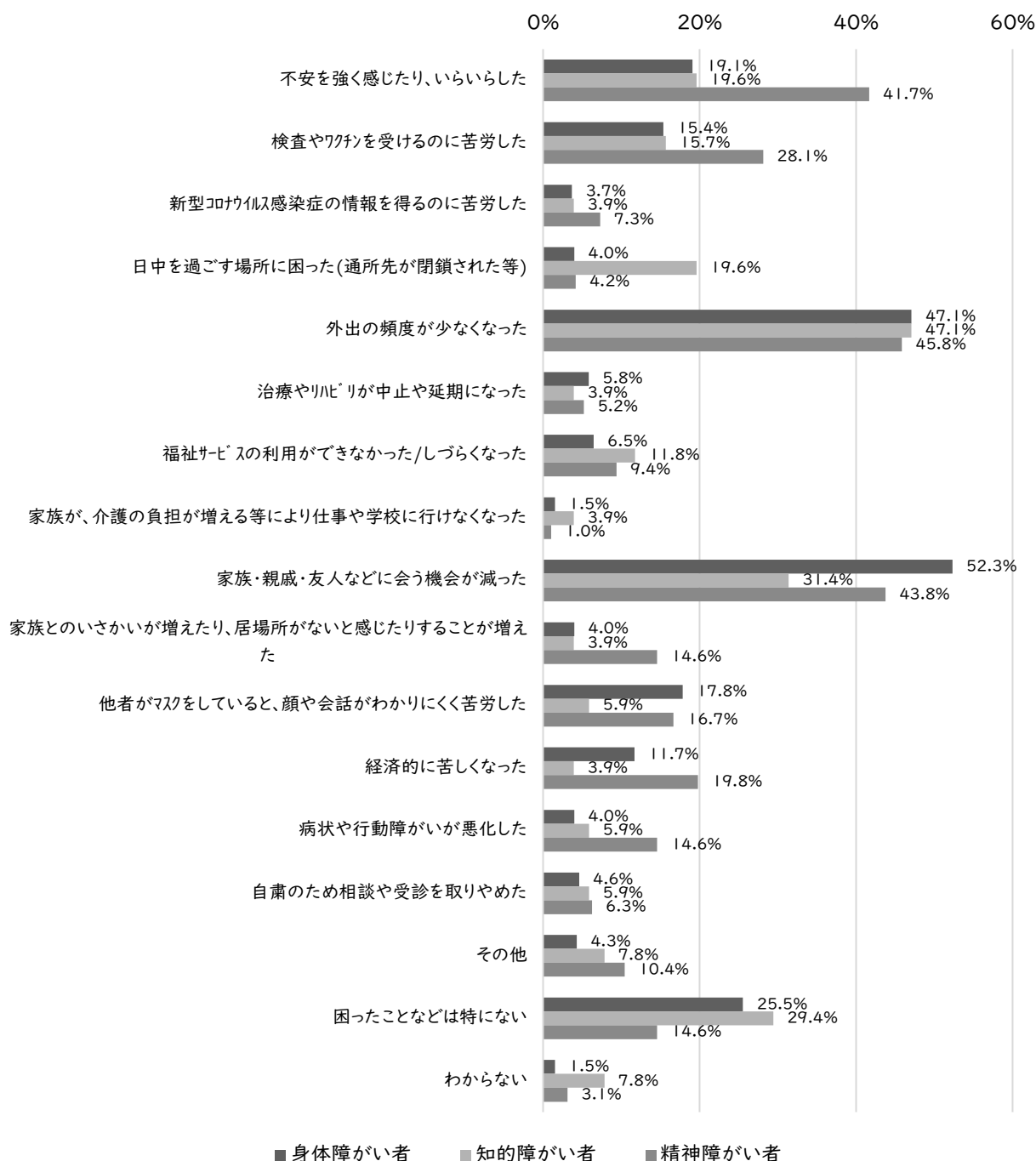


【新型コロナウイルスの流行で起きたこと・困ったこと】

▶新型コロナウイルスの流行で起きたこと・困ったこととしては、「家族・親戚・友人などに会う機会が減った」・「外出の頻度が少なくなった」が最も多かったです。

▶精神障がい者については、「不安を強く感じたり、いらいらした」「検査やワクチンを受けるのに苦労した」との困りごととも比較的多くみられました。

新型コロナウイルスで起きたこと・困ったこと
〔回答者 身体:325人・知的:51人・精神:96人〕

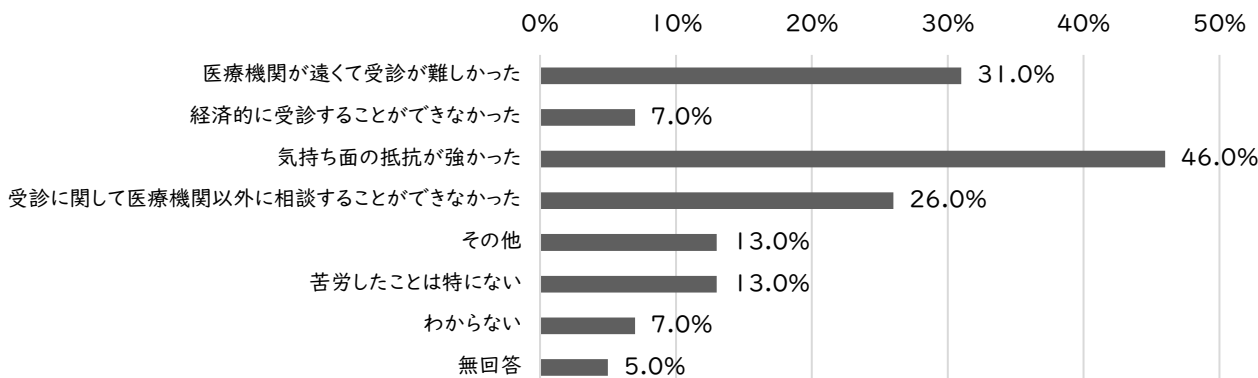


【精神科や心療内科に初めて受診するのに苦労したこと】

▶精神科や心療内科などの医療機関に初めて受診するのに苦労したことについては、「気持ち面の抵抗が強かった」が最も多く、次に「医療機関が遠くて受診が難しかった」ということでした。

精神科や心療内科等の初めての受診時に困ったこと

〔回答者 精神：100人〕



【今後3年以内の障害福祉サービスの利用について】

▶新たに利用予定のサービスとしては、短期入所（ショートステイ）、自立訓練、日中一時支援事業、地域活動支援センター、福祉タクシー事業があげられました。

▶利用を希望しているが利用していないサービスとしては、福祉タクシー事業、短期入所（ショートステイ）、地域活動支援センターがあります。

▶利用を希望しているが利用していない理由は「利用の基準にあてはまらず利用できないため」ということのほか、「利用の手続きが分からず利用できないため」という理由もありました。新型コロナウイルスで利用を控えていた、という回答もありました。

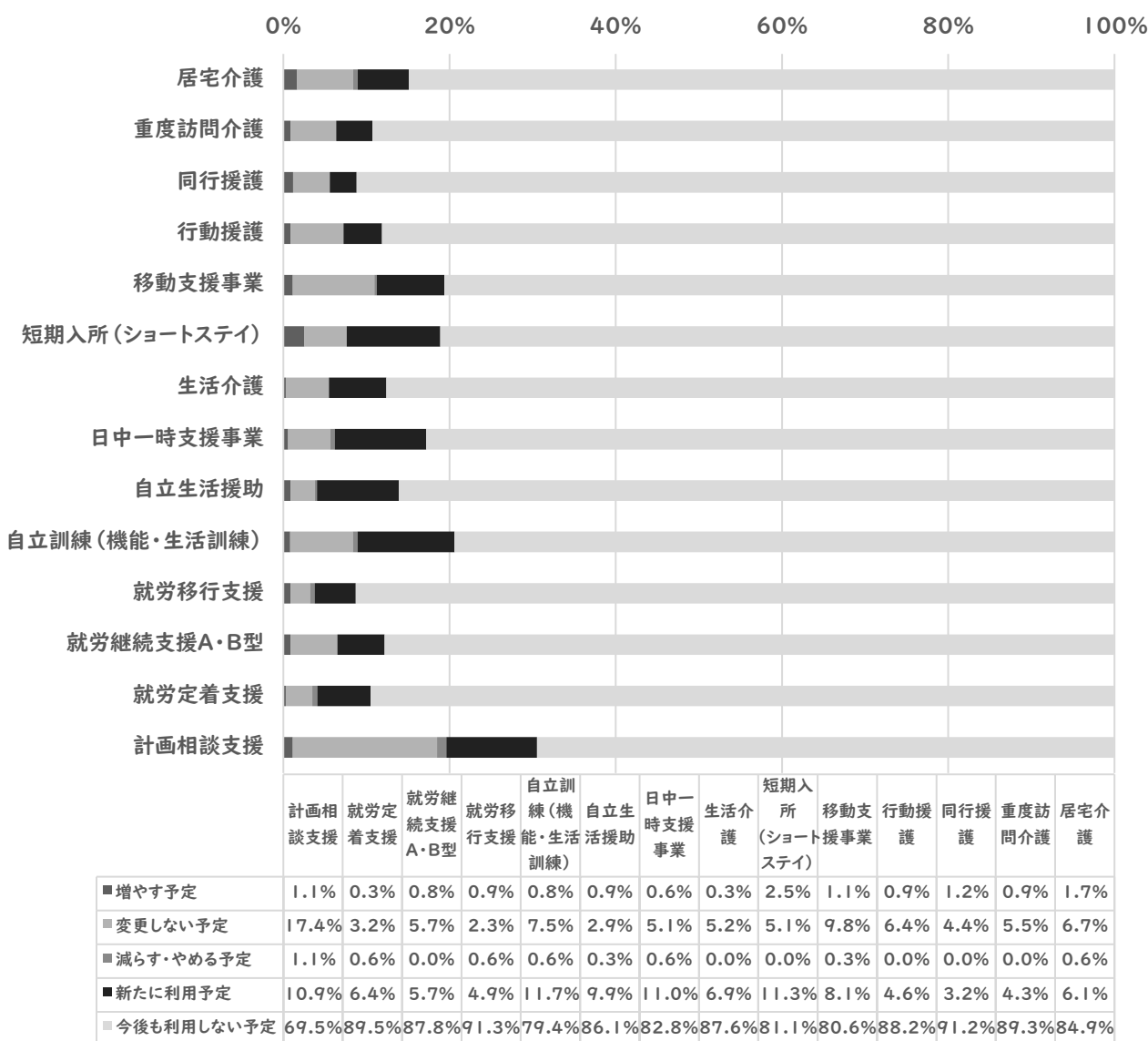
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況と、今後3年間の利用予定としては、「新たに利用予定」とのサービスが多かったものが、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能・生活訓練）、日中一時支援事業、計画相談支援でした。
- 地域移行支援の利用希望は、身体障がい者で5.0%、知的障がい者で14.5%、精神障がい者で11.0%の方が「新たに利用したい」と回答されました。地域定着支援の利用希望は、身体障がい者で7.4%、知的障がい者で14.5%、精神障がい者で15.0%の方が「新たに利用したい」と回答されました。
- 市の障害福祉サービスの利用状況と今後3年間の利用予定について、「新たに利用予定」との回答が多かったサービスは、地域活動支援センター、福祉タクシー事業でした。
- 利用を希望しているが、利用していないサービスについては、身体障がい者の12.7%、知的障がい者の

21.8%、精神障がい者の約 24.0%で「ある」との回答でした。利用を希望しているが利用していないサービスは、「福祉タクシー事業」が 23.5%で最も多く、次いで「短期入所」「地域活動支援センター」となりました。

- 利用希望があるが利用していないサービスがあると回答した方について、利用していない理由を伺いました。身体障がい者については、「利用の基準にあてはまらず利用できないため」が最も多く、30.6%でした。知的障がい者については「その他」が最も多く、精神障がい者は、「利用の基準にあてはまらず利用できないため」「利用の手続きが分からず利用できないため」「サービスがあることを知らなかったため」との回答が多いという結果になりました。「その他」の理由としては、新型コロナウイルスの影響で利用を控えていた、ニーズにあう事業者がなかったなどがありました。

障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況と今後3年間の利用予定

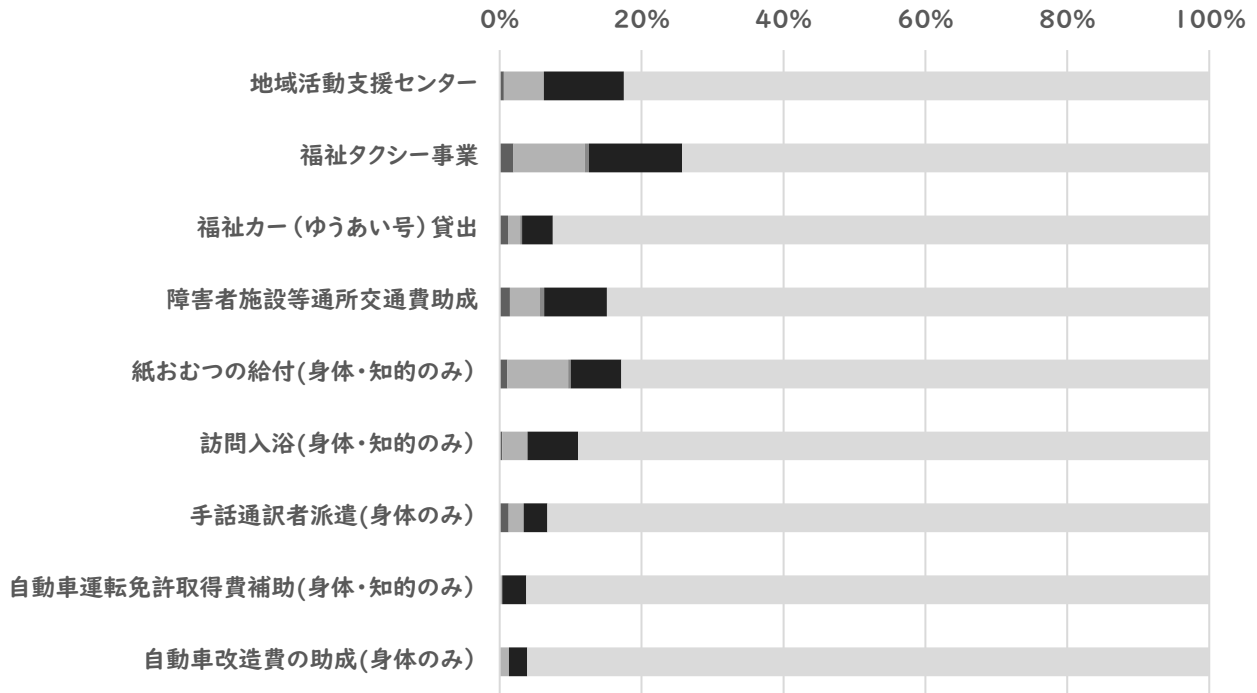
[回答者 身体・知的・精神障がい者合計 340~359人]



■増やす予定 ■変更しない予定 ■減らす・やめる予定 ■新たに利用予定 ■今後も利用しない予定

市の障害福祉サービスの利用状況と今後3年間の利用予定

〔回答者 身体・知的・精神障がい者 231人～358人〕



	自動車改造費の助成(身体のみ)	自動車運転免許取得費補助(身体・知的のみ)	手話通訳者派遣(身体のみ)	訪問入浴(身体・知的のみ)	紙おむつの給付(身体・知的のみ)	障害者施設等通所交通費助成	福祉カー(ゆうあい号)貸出	福祉タクシー事業	地域活動支援センター
■ 増やす予定	0.0%	0.0%	1.3%	0.4%	1.1%	1.4%	1.2%	2.0%	0.6%
■ 変更しない予定	1.3%	0.4%	2.1%	3.6%	8.6%	4.3%	1.7%	10.1%	5.6%
■ 減らす・やめる予定	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.6%	0.3%	0.6%	0.0%
■ 新たに利用予定	2.6%	3.4%	3.4%	7.1%	7.1%	8.8%	4.3%	13.1%	11.3%
■ 今後も利用しない予定	96.1%	96.3%	93.3%	89.0%	82.9%	84.9%	92.5%	74.3%	82.5%

■ 増やす予定 ■ 変更しない予定 ■ 減らす・やめる予定 ■ 新たに利用予定 ■ 今後も利用しない予定

② 自由記入欄に寄せられた意見(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)

自由記入欄に寄せられたご意見について、福祉サービスについては、知的・精神障がいのある方を中心として、グループホームの拡充や、日中活動の場の充実を求めるご意見がありました。その他、既に受けているサービスの内容を充実させて欲しい、サービスの要件を緩和してほしいとの意見のほか、サービスの質の向上が必要との声がありました。

また、移動支援の拡充については、身体障がいのある方を中心として、循環バスや路線バスの頻度や行き先について、タクシー券の拡充について、車いすでの移動の不便さについてご意見をいただきました。

いずれの障がいにおいても、情報提供や相談窓口の充実を求める声がありました。

その他、給付や手当等、経済的支援の拡充、地域・社会全体の環境整備等、出会いや結婚の支援、軽度者への支援、家族支援など様々な支援の充実、感染症や災害支援、差別の解消等のご意見がありました。現時点では、特に困りごとはない、という内容のほか、現在は大丈夫だが、今後不安がある、とのこともお聞きいただきました。

【自由記入回答でいただいた意見(分類)】

大分類	中分類	障がい種別毎件数		
		身体	知的	精神
福祉サービスの拡充・ 質の向上等	グループホームの拡充		6	1
	日中活動の場の充実	1		4
	既存サービスの拡充(緊急通報装置・補聴器助成)	2		
	短期入所等の拡充		1	
	障害福祉サービス・介護保険のサービスの要件緩和等	2		
	適切なサービス提供	1	2	
	サービスの質の向上	2		2
移動支援の拡充	循環バス・路線バスの充実	6		
	タクシー券の拡充	5		1
	車いすでの移動の不便さ	5	1	
	移動に関する費用支援策の拡充	3	1	4
	その他移動支援全般	3	1	1
相談窓口・情報提供等 の充実	情報提供の充実	3	1	4
	相談窓口の充実	3	3	1
	窓口対応の改善	2		2

大分類	中分類	障がい種別毎件数		
		身体	知的	精神
経済的支援	全般的な給付・手当の拡充	6		4
	難病見舞金	1		
	ストマへの支援	1		
	医療費助成の拡充等	1		
	診断書取得への支援	1	1	
地域・社会全体の環境整備等	医療機関の充実	1		3
	手厚い福祉・経済安定等	2		2
	地域のつながり・助け合いの醸成	3	1	
	買い物支援			1
様々な支援の充実	出会い・結婚支援			1
	軽度者への支援		1	
	家族支援	1		
感染症・災害等	感染への不安	1		
	災害・防災無線の改善	2		
差別の解消・その他				4
今後への不安・サービス利用の可能性		15		2
特になし・現状について		19	2	
アンケートへの意見		4		3

③ 障がい児（18歳未満の方）

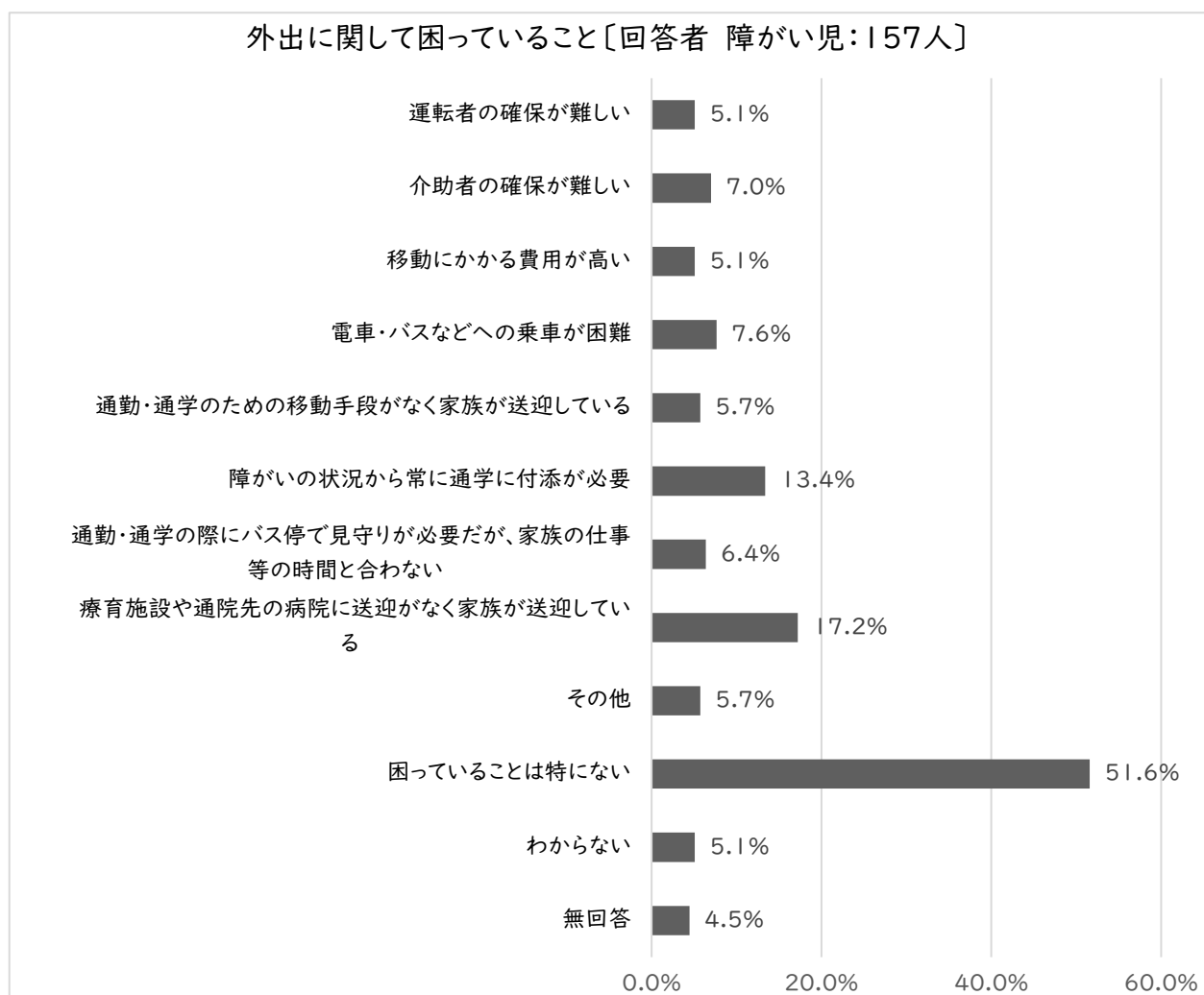
【外出について】

▶外出時の手段は、徒歩・自家用車との回答が多く、それぞれ8割以上でした。

▶外出に関しては、「困っていることは特にない」が最も多かったです。

●外出時の手段は、「徒歩」「自家用車」「電車」「自転車」の回答が多くみられました。

●困っていることは、「困っていることは特にない」が51.6%ですが、療育・病院への送迎を家族が行っていることや、常に通学への付添が必要であることもあがっています。



げんざい くらし
【現在の暮らし】

ぜんいん ごかぞく くらし
▶全員がご家族と暮らしています。

ほごしや ともばたらき ごかてい やく6わり
▶保護者が共働きしているご家庭は約6割です。

ほごしや はたらいて あいだ がっこう ほうかごとうていさーびす すごして こ やくはんすう
▶保護者が働いている間は学校や放課後等デイサービスで過ごしているお子さんが約半数です。

ほごしや しゅうろう かんして こまり いちばんおおかった りょういく つうがく つういん すけじゅーる
▶保護者の就労に関する困りごとで一番多かったものは、療育・通学・通院とのスケジュール調整でした。

- 一緒に暮らしている人は「父」93.6%、「母」98.7%と回答されました。次いで、兄弟姉妹が71.3%でした。
- 保護者の就労状況は、「父(又は母)がフルタイム勤務、母(又は父)がパート・時短勤務」が43.9%と最も多くなっています。「両親ともにフルタイム勤務」との回答は15.3%でした。
- 保護者の就労に関する困りごととしては、療育・通学・通院とのスケジュール調整と回答された方が32.5%でした。その他、子どもが病気の時や土日祝日の預け先がないとの声も多くあがっています。

み まわり かいじょしゃ
【身の回りの介助者】

み まわり かいじょ ひつよう こ やく6わり
▶身の回りの介助が必要なお子さんは約6割です。

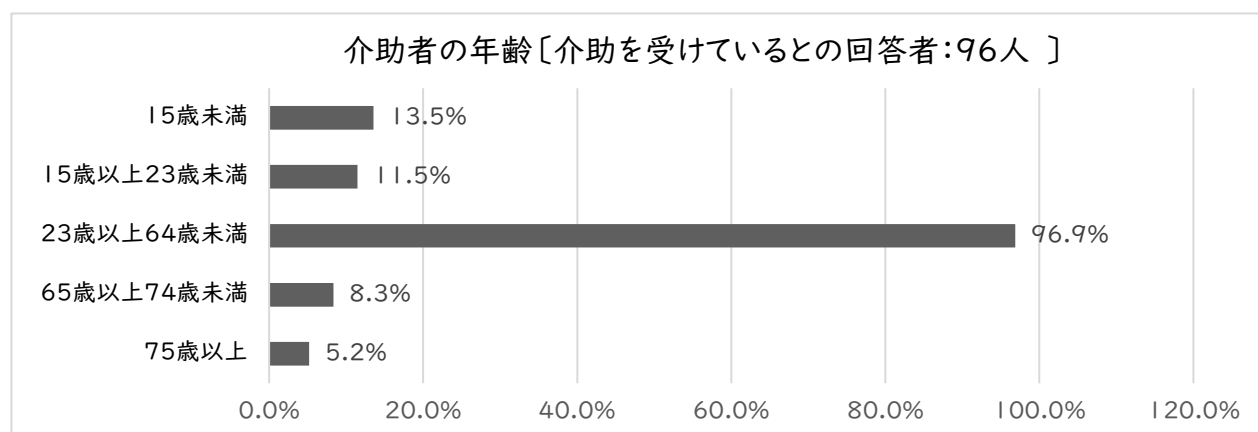
かいじょしゃ おや もっとも
▶介助者は、親が最も多くなっています。

かいじょしゃ ねんれい 23さいいじょう64さいみまん もっともおおく
▶介助者の年齢は23歳以上64歳未満が最も多くなっています。

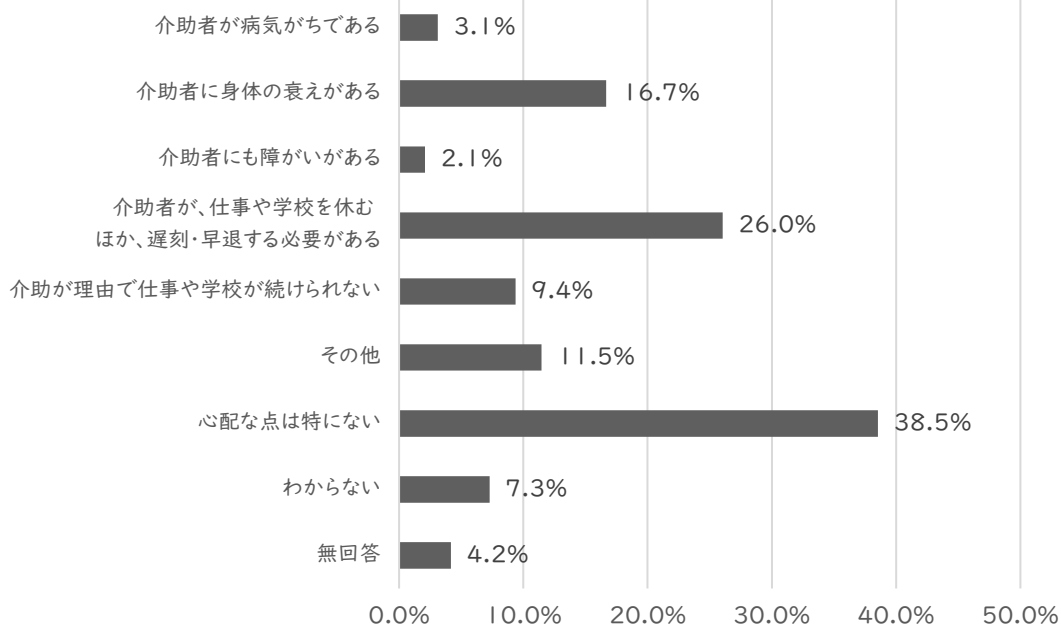
かいじょ しんぱい てん うかがった しんぱい てん とく やく4わり もっともおおく
▶介助について心配な点を伺ったところ、「心配な点は特にない」が約4割で最も多くなっています。

- 介助者は、親が最も多くなっています。兄弟姉妹という回答も2割以上ありました。
- 介助者の年齢は23歳以上64歳未満が9割以上を占めていますが、15歳未満という回答も1割以上ありました。
- 介助者について心配な点を伺ったところ、「心配な点は特にない」という回答が最も多く、次いで多かったのは「介助者が仕事や学校を休むほか、遅刻や早退する必要がある」という回答でした。

介助者の年齢〔介助を受けているとの回答者:96人〕



介助者について心配な点〔介助を受けているとの回答者：96人〕



【家族に対する支援】

▶子どもとの関わりを学ぶ場が必要と考えている方は約7割です。

▶学ぶ場が必要と考えている人のうち、実際に学ぶ場に参加したことがある方は約4割です。

▶学ぶ場に参加するために必要な条件として、最も多い回答は「土日祝日の開催」です。

▶子育てや発達の相談先は、通所している療育施設という回答が最も多くなりました。

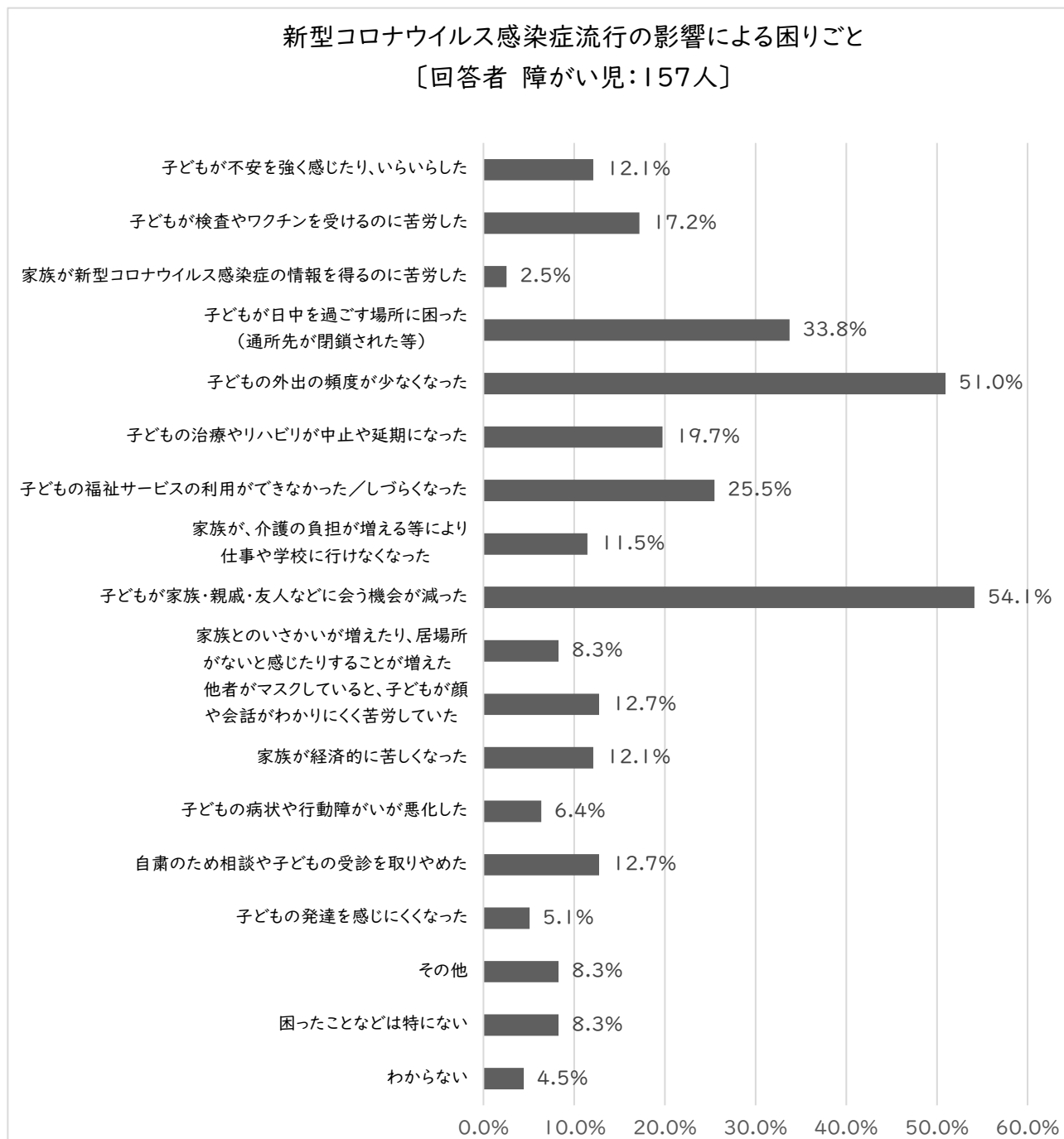
- 「学ぶ必要を感じていない」「わからない」という回答は約3割でした。
- 関わりを学ぶ場に参加する要件は、「土日祝日の開催」のほか「ウェブ会議システム（ZOOM など）での開催」や「開催時間が短い（1時間以内）こと」という回答も多くみられました。
- その他の回答で多かったものは、開催する時間帯への要望でした。
- 子育てや発達の相談先は、療育施設のほか、ご家族、医療機関という回答があがりました。

【新型コロナウイルスの流行により起こったこと】

▶新型コロナウイルスの流行により起こったことで最も多い回答は、「子どもが家族・親戚・友人などに会う機会が減った」でした。

▶代替支援の利用希望については、約7割が「現在代替支援を受けておらず、今後も必要性は低い」と回答しました。

- 新型コロナウイルスの流行により起こったこととして次に多かったものは「子どもの外出の頻度が少なくなった」でした。
- その他の回答では、子どもがマスクをつけられないという困りごとが多くみられました。
- 代替支援については、「支援を受けたことがあるがやめた」という回答や、預かりではないため保護者の負担があるという回答がみられました。

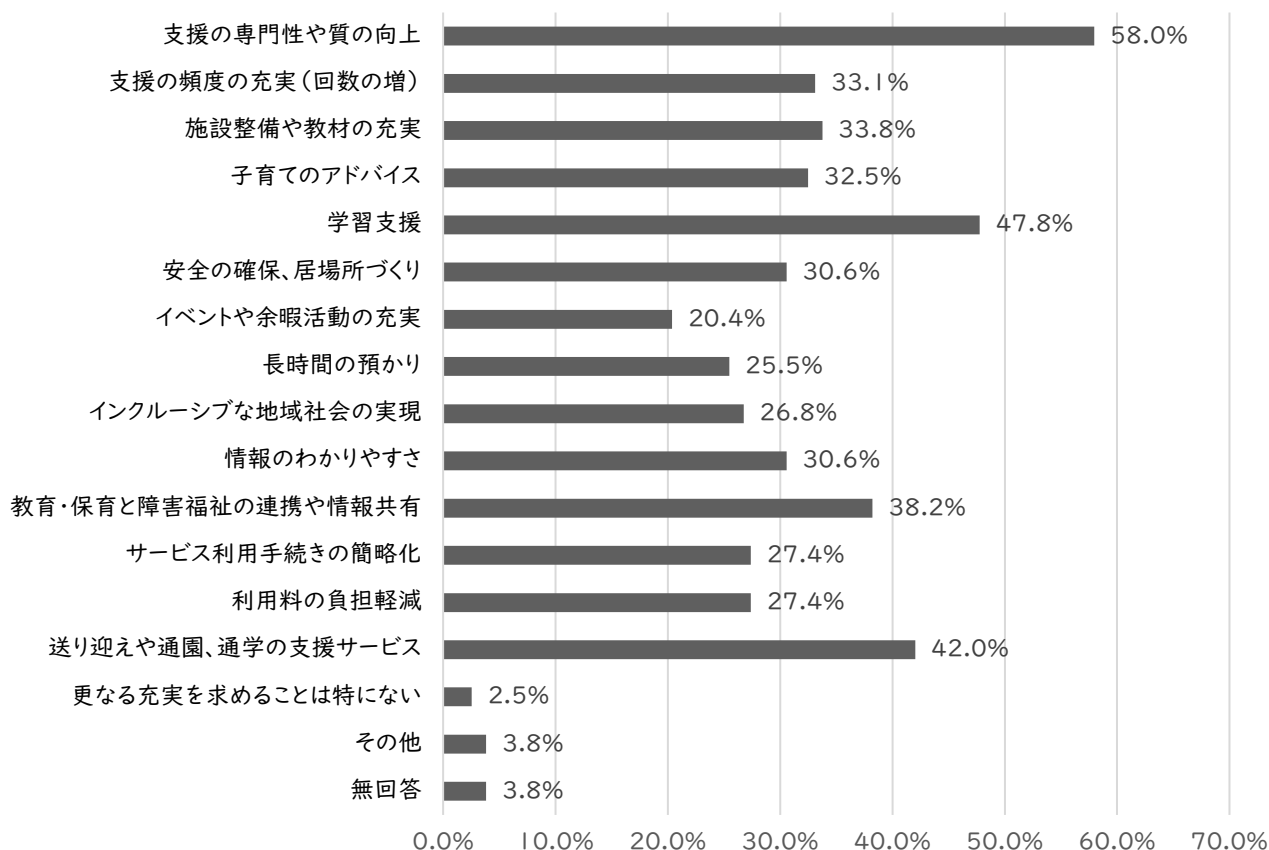


【療育について】

- ▶療育に通い始めてからの年数は、「7年以上」が最も多くなっています。
- ▶通っている療育施設の数、「市内1か所のみ」が最も多くなっています。
- ▶療育にかかるお金は、ひと月に「1円以上5千円未満」が最も多くなっています。
- ▶療育を始めるきっかけで最も多いものは、「子育てをしていて発達が心配になった」という回答でした。
- ▶療育施設や市に求めることは、「支援の専門性や質の向上」でした。

- 療育を通い始めてからの年数では「7年以上」が24.2%で、次に「1年目」が17.2%となっています。
- 通っている療育施設の数「市内1か所のみ」は38.2%、次いで「市内外合わせて2か所以上」が29.3%です。
- 療育を受けようと思ったきっかけについては、「子育てをしていて、発達が心配になった」が60.5%で最も多く、次いで、「集団生活に不安があった」が40.1%、「園や学校の先生から指摘があった」36.9%となっています。
- 療育施設や行政に充実を求めることについては、「支援の専門性や質の向上」が58%と最も多く、次いで、「学習支援」47.8%、「送り迎えや通園、通学の支援サービス」42%となっています。

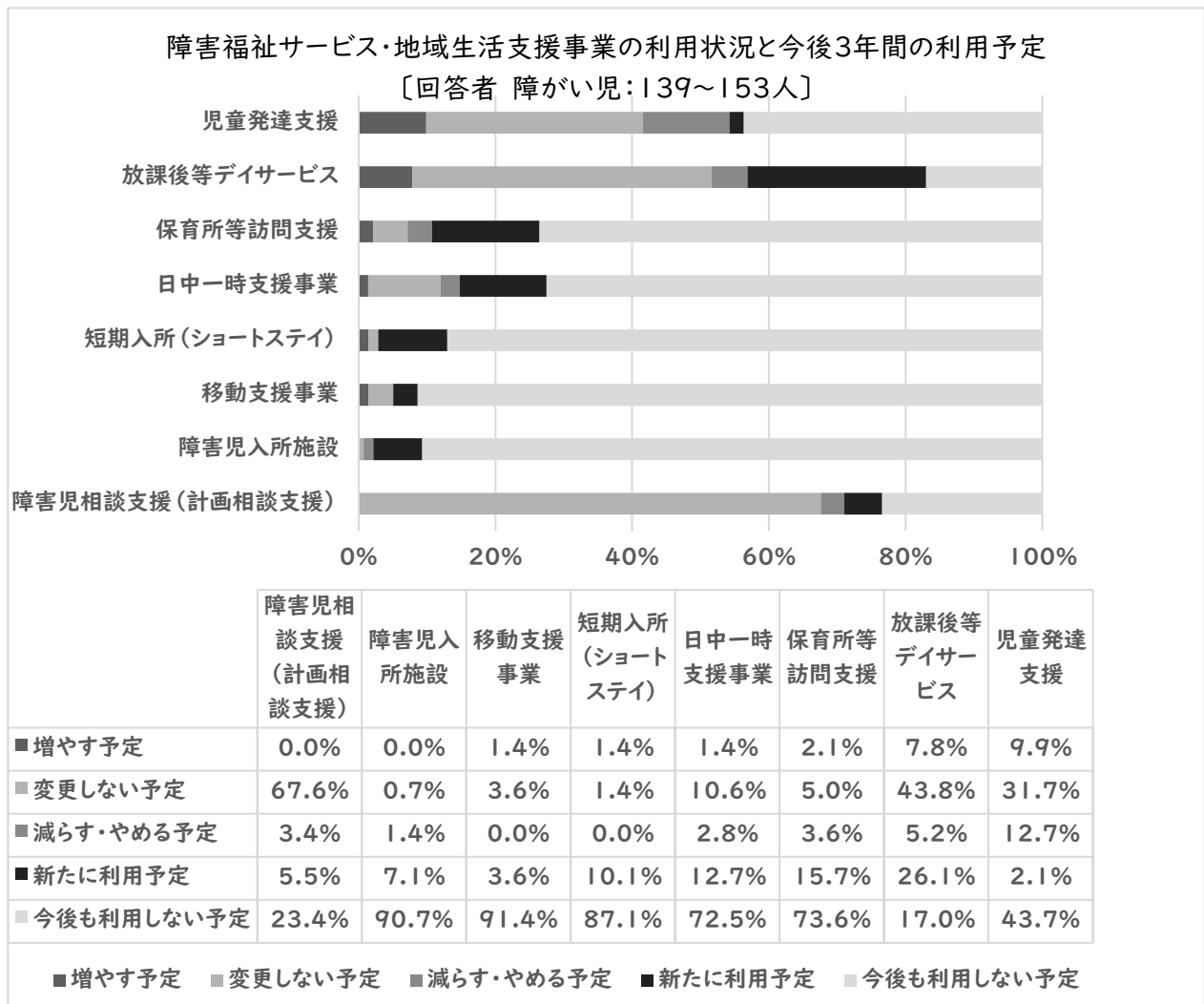
療育施設や行政に求めること〔回答者 障がい児：157人〕



【お子さんのサービス利用状況と今後3年以内の利用予定】

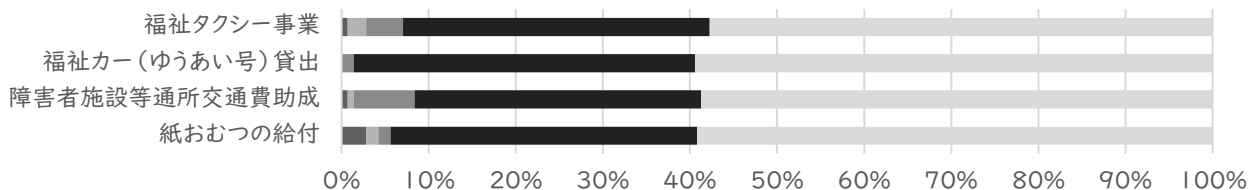
- ▶新たに利用予定のサービスで多かったものは、「放課後等デイサービス」です。
- ▶増やす予定で多かったものは、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」です。
- ▶利用を希望しているが利用していないサービスは、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」という回答が多くありました。
- ▶利用を希望しているが利用していない理由は、「利用の基準に当てはまらず利用できないため」という回答が多くありました。
- ▶今後3年以内に利用したい障害福祉サービスは「重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス」が最も多い回答でした。

- 利用を希望しているが利用していないサービスは、「放課後等デイサービス」が27%で最も多く、次いで、「保育所等訪問支援」が24.3%となっています。
- 利用希望があるが利用していないサービスがあると回答した方について、利用していない理由を伺いました。最も多かったものは、「利用の基準に当てはまらず利用できないため」で35.1%となっています。次いで、「サービスがあることを知らなかったため」が24.3%でした。



市の障害福祉サービスの利用状況と今後3年間の利用予定

〔回答者 障がい児：142～143人〕



	紙おむつの給付	障害者施設等通所交通費助成	福祉カー(ゆうあい号)貸出	福祉タクシー事業
■ 増やす予定	2.8%	0.7%	0.0%	0.7%
■ 変更しない予定	1.4%	0.7%	0.0%	2.1%
■ 減らす・やめる予定	1.4%	7.0%	1.4%	4.2%
■ 新たに利用予定	35.2%	32.9%	39.2%	35.2%
■ 今後も利用しない予定	59.2%	58.7%	59.4%	57.7%

■ 増やす予定 ■ 変更しない予定 ■ 減らす・やめる予定 ■ 新たに利用予定 ■ 今後も利用しない予定

【現在受けている教育・保育・医療等】

- ▶ 「個別支援学級(小中学校において障害の種別ごとに編成された、いわゆる特別支援学級)に通学」との回答が最も多く、約3割でした。
- ▶ 「その他」の回答で多かったものは、こども発達センターの利用、病院(薬の処方・カウンセリング)でした。

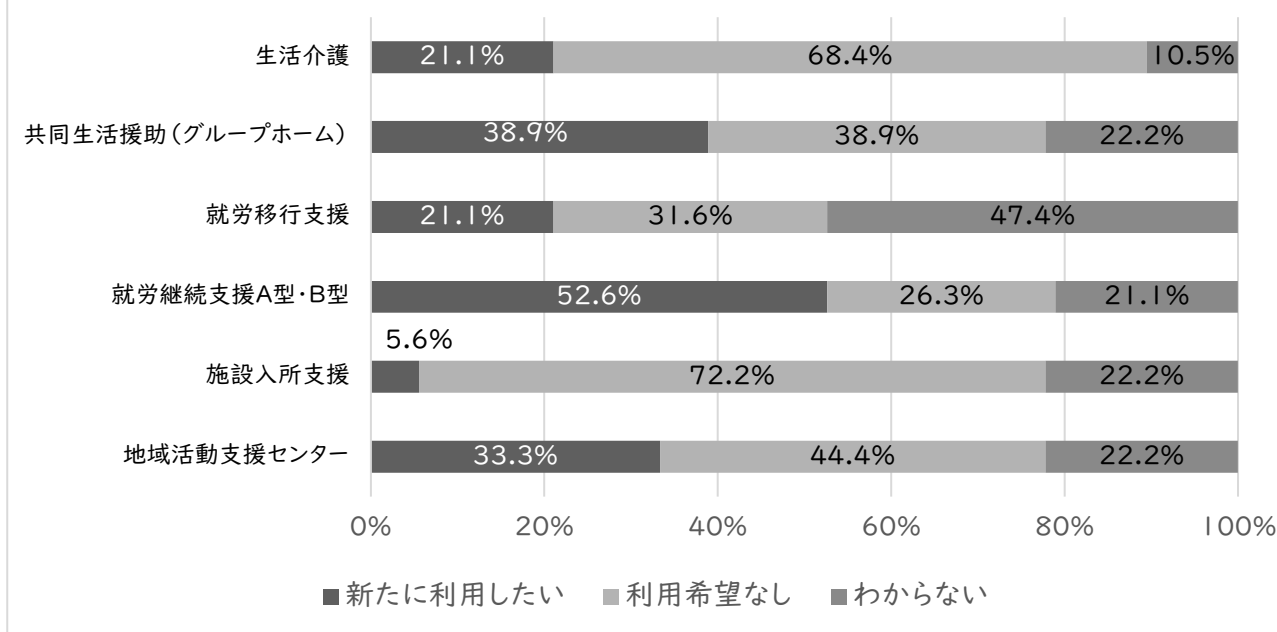
- 現在受けている教育・保育・医療等では、「個別支援学級(小中学校において障がいの種別ごとに編成された、いわゆる特別支援学級)に通学」が最も多く、32.5%となっています。次いで、「保育園・幼稚園・認定こども園(いずれも加配保育士等あり)への在籍」が23.6%でした。
- その他の内容は、こども発達センターの利用が5件、病院で薬のみ処方が3件、病院でカウンセリングが1件のほか、コミュニケーションに特化した私立の通信制高校や、発達障がいに配慮してくれる習い事という回答がありました。

【今後3年間で利用したい18歳以上から利用できるサービス】

- ▶ 新たに利用したい18歳以上から利用できるサービスでは、「就労継続支援A型・B型」が最も多くなっています。

- 新たに利用したい18歳以上から利用できるサービスには、「就労継続支援A型・B型」が52.6%と最も多く、次いで「共同生活援助(グループホーム)」が38.9%となっています。

18歳以上で利用したい障害福祉サービス〔回答者 障がい児：18～19人〕



④ 自由記入欄に寄せられた意見(障がい児)

自由記入欄に寄せられたご意見では、療育支援の拡充・質の向上や放課後等デイサービスの受け入れ体制の改善・療育内容の充実・職員の専門性の向上へのご要望がありました。

保護者の就労支援や経済的支援のご要望では、子どもの預け先の確保や預かり時間の延長をもとめる声を多くいただきました。また、子どもの将来や親なき後を心配する声があり、福祉サービスの拡充、特に就労支援・就労施設の拡充や、グループホーム・施設入所・生活介護等、暮らしの場の拡充のご要望のほか、進学・就労に関する情報提供の充実を求めるとご意見を多くいただきました。

他には、移動手段・交通手段の拡充や行政手続きの改善、制度・システムの拡充のご要望もありました。また、事業所に関する情報提供の充実や発達に関する相談先の充実へのご意見を多くいただきました。

地域・社会全体の環境整備等に関するご意見の中には、子ども同士・親同士のつながりをもとめる声や、ご家族・学校・幼稚園など、地域に向けた、発達障がいについての理解促進・啓発のご要望がありました。

【自由記入回答でいただいた意見(分類)】

大分類	中分類	件数
療育支援の拡充・質の向上等	療育施設の拡充	2
	専門職の増員	1
	支給量増加の要件緩和	2
放課後等デイサービスの拡充	人員・環境の改善	2
	受入れ体制の改善	3
	サービスの利便性向上	2
	専門性向上・内容の充実	5
保護者の就労支援	放課後等デイサービスの開所時間延長	3
	保育園入園支援	1
	預け先の確保	1
	レスパイト・仕事・職業訓練時間の確保	2
経済的支援	身体障害にかかる消耗品購入への助成	1
	移動支援への助成	1
	通所給付の拡充	1
	その他助成金	1
福祉サービスの拡充	就労支援・就労施設の拡充	4
	学びの場・遊び場・居場所づくり	2
	グループホーム・施設入所・生活介護等、暮らしの場の拡充	5
	短期入所等の拡充	2
移動手段・交通手段の拡充	小学校への送迎	1
	循環バスの充実	1
	移動支援の拡充	2
相談窓口・情報提供等の充実	進学・就労に関する情報提供の充実	5
	事業所に関する情報提供の充実	4
	発達に関する相談先の充実	5
	療育を受けるまでの流れの明確化	3
	制度・サービスの説明	2
行政手続きの改善	手続きの簡略化	2
	窓口対応の改善	2
制度・システムの拡充	情報共有システムの稼働	1
	通級指導教室制度の導入	1
	所得によらない公平な支援	1
	学童保育の優先利用	1
	学校支援員の確保	1
	事業所運営の改善	2

大分類	中分類	件数
地域・社会全体の環境整備等	道路の整備	1
	発達障がいについての理解促進・啓発	3
	地域のつながり・交流の場	2
	共生社会へのシフト	1
現状について		2
その他		3

(2) 団体等ヒアリング調査

本計画の策定に先立って、市内の障がい者関係団体及び障害福祉サービス事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

◇調査の目的

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況やご意見など、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報を収集すること

◇調査実施概要

区分	障がい者関係団体						障害福祉サービス等事業者	
対象者	白井市視覚障害者白井あゆみの会	白井市身体障害者友の会「にこにこ」	白井市聴覚障害者協会(友の会)	いちごの会	白井市手をつなぐ育成会	しらゆりの会	居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援・生活介護・相談支援事業所	就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援・放課後等デイサービス
実施日	R5.2.22	R5.2.7	R5.2.10	R5.2.22	R5.2.10	R5.2.10	R5.1.18	R5.1.19
出席数	5名 +ヘルパー 5名	1名	1名 +通訳者 1名	2名	4名	2名	11か所	11か所
方法	団体別の個別ヒアリング						グループワーク形式によるヒアリング	
場実施所	白井市保健福祉センター							

① しょうがいふくしだんたい ひありんぐけっか おも いけん がいよう
障害福祉団体からのヒアリング結果(主な意見の概要)

1 かつどうもくてき さいきん かつどうじょうきょう にちじょう だんたいかつどう こまり かだいとう
活動目的や最近の活動状況、日常の団体活動における困りごとや課題等

- しんがたころなういるす えいきょう かつどう じしゆく だんたい おおくみられました
新型コロナウイルスの影響で、活動を自粛したという団体が多く見られました。
そのような中でも、ほかだんたい こうりゆう こうざとう さんか かつどう けいぞく
そのような中でも、他団体との交流や講座等への参加などの活動を継続しています。
- かいいん こうれいか しんき かにゆうしゃ すくない だんたい
会員が高齢化している、新規の加入者が少ないという団体もありました。

2 ようぼう くじょう おおいさーびす きだんたい とく じゅうよう かんがえるさーびす
要望や苦情の多いサービス・貴団体が特に重要と考えるサービス

- い か さーびす かくじゅう ひつよう こえ
以下のサービスについて、拡充が必要との声がありました。
- ふくしたくしーけん まいすう ふ やして
福祉タクシー券の枚数を増やしてほしい。
 - かいごほけん さーびす ゆうせん じゅうぶん かいすう さーびす うけられない
介護保険サービスが優先されると、十分な回数のサービスが受けられない。
 - こども さーびす けいどしゃ ほうかごとうでい さーびす りょう おおく ていんちょうか
● 子どものサービスについては、軽度者の放課後等デイサービスの利用が多く、定員超過
により受け入れてもらえない、利用できず日数が少ない、事業所の質を確保すること
が重要。
 - そうだんしえんせんもんいん ふそく
相談支援専門員が不足しているのではないか。
 - けいど じゅうど かた たいおう ぐるーぷほーむ たんきにゆうしょ ふそく
● 軽度から重度の方まで対応できる、グループホームや短期入所が不足している。
 - ほうもんけい さーびす じゅうじつきょうか
● 訪問系のサービスを充実強化してほしい。

3 こんご りょうきぼう ふえる みこまれるさーびす
今後、利用希望が増えると見込まれるサービス

- い か さーびす こんごりょうきぼう ふえる いけん
以下のサービスについて、今後利用希望が増えるのではないかという意見がありました。
- どうこうえんご ちいきせいかつしえんじぎょう
● 同行援護、地域生活支援事業
 - ほこうくんれん さーびす
● 歩行訓練などができるサービス
 - せいかつかいご しゅうろういこうしえん がっこうそつぎょうご さーびすぜんばん
● 生活介護から就労移行支援までの、学校卒業後のサービス全般
 - ふとうこうじむけ ほうもんがたしえん ごかぞく しえん ふくむ
● 不登校児向けの訪問型支援(ご家族への支援も含む)
 - ぐるーぷほーむ たんきにゆうしょ つういんどうかいじよ
● グループホーム、短期入所、通院等介助
 - ほうもんけい さーびす
● 訪問系サービス

4 サービスを利用しやすくするための方法

- 視覚障がい者の特性を理解するために、市職員の疑似体験や市民啓発が重要という意見がありました。
- 聴覚障がい者については、サークルや市の協力が重要という意見がありました。
- お子さんについては、放課後等デイサービスと学校の連携、その他関係機関の連携、情報共有システムに関する保護者への啓発などが効果的であるという意見でした。
- 障害福祉サービスの内容や障害年金などについての市からの周知・告知方法の工夫、一元的に情報を受け取りやすい仕組みづくりなど、分かりやすく情報を伝えることが重要との意見が複数ありました。

5 新型コロナウイルスの蔓延による団体や会員への影響

- 多くの団体において、新型コロナウイルスのために会員が集まることができず、また、情報が入らず困ったという意見もありました。
- 学校や事業所が閉鎖になり、日常のリズムが崩れて不安定になったという声も複数ありました。また、家族も疲れたという声もありました。
- 当事者のひきこもり傾向が強まったほか、不登校が増えたのではないかという意見もありました。

6 市の相談支援体制・基幹相談支援センターの設置についての意見等

- 視覚障がい者・聴覚障がい者が相談できる場所や通訳の確保を望む声がありました。
- 基幹相談支援センターの場所については、目立つところに設置してほしい。気軽に立ち寄れる相談場所であってほしい。市保健福祉センターの1階にあると良いという意見がありました。
- また、基幹相談支援センターができることで、相談支援事業所の連携の幅が広がり、関係機関の情報共有化のハブとなしてほしい。福祉・民間ともにつながる場所であってほしいとの意見がありました。
- 相談日など、広報しろくに掲載するなど、周知が重要との声がありました。

7 その他（一部抜粋）

ほかに、以下のようなご意見がありました。

- 視覚障がい者向けの音響信号や点字ブロックの改善、設置する際に当事者の意見を聴いてほしい。
- 視覚障がい者も参加しやすい講座を工夫してほしい。
- 歩道や公共施設等の滑りやすさを改善してほしい。
- 母子保健、福祉、教育分野のそれぞれに何度も説明を要するので、情報共有を進めてほしい。
- 保育士、幼稚園教諭、小学校の先生などに、発達障がいの研修を行ってほしい。
- 親同士の交流が重要であり、こども発達センターの集まりを充実してほしい。
- 障がい者に配慮した災害時の支援体制を整備してほしい。災害時、薬の受け渡しが円滑に行えるようにしてほしい。
- 自助活動、家族講座など家族への支援を進めてほしい。

② 障害福祉サービス事業者からのヒアリング結果（主な意見の概要）

1 サービス利用者から特に多く上げられる要望や苦情

おもに、以下のような要望があります。

- 移動支援や通院介助、送迎、入浴サービス、医療的ケア、運動プログラム、障がい児の個別療育を利用したい。
- 福祉サービスを長時間利用したい、サービスの日や曜日を変えてほしい、回数を増やしたい。
- 担当の職員を固定化してほしい、職員を変更してほしい、専門職を配置してほしい。
- サービスを利用する際の手続きを簡単にしてほしい。
- 新型コロナウイルスの感染予防や、道路・災害時避難のバリアフリー化など

2 利用者にとって必要性が高いのに、供給（利用できる地域のサービスの量）の不足や利用条件の不一致により利用ができないサービス

- 次のサービスは、白井市内に事業所が少ないという意見がありました。
グループホーム（身体・精神・重心・行動障がいなど）、地域活動支援センター、生活介護（精神障がい対応）、就労継続支援A・B型、日中一時支援、居宅介護、

しょうがいじつうしよしえん しんたい いりようてきけ あじ こうどうしよう など たんきにゆうしよ いりようてきけ あ
障害児通所支援（身体・医療的ケア児・行動障がい等）、短期入所（医療的ケア・
しょうがいじ いどうしえん こうどうえんご どうこうえんご
障がい児）、移動支援・行動援護・同行援護

- 居宅介護などのサービスは、職員が少ない時間帯・性別・医療的ケアなど個別のニーズ
に、対応が難しい、また、行動援護、移動支援、障害児通所の専門職による療育、
医療的ケア児・重心児支援に従事する職員が少ないとの意見がありました。
- 病院内の介助、行動援護、移動支援、短期入所、支給決定量について、利用条件が
合わず、希望するサービスが受けられていない場合があるとの意見がありました。
- その他、送迎の希望、ピアサポートの場や精神科医療機関が不足しているなど

3 今後、需要（皆さんが利用を希望する量）・供給（利用できる地域のサービスの量） の状況に著しい変化が生じるとされるサービス

- 需要が増えると見込まれるサービスとして、以下の内容がありました。
指定障害福祉サービス…グループホーム（重度者・行動障がい・精神障がい・他）
短期入所（緊急時対応） 地域移行・一般就労への移行 移動支援・行動援護
生活介護 居宅介護・重度訪問介護 医療的ケア・重症心身障がい者への居宅
介護・移動支援・通院等介助
障害児通所支援…障害児通所・入所（重度者） 軽度・グレーゾーンの児童の増加
地域生活支援事業…地域活動支援センター 日中一時支援 外出支援
その他…高齢者の介護サービスへの移行 成年後見制度 ダイバーシティ就労
ひきこもりの方や不登校児への支援
- 供給（事業所）が増えると見込まれるサービスとして、以下の内容がありました。
グループホーム（軽度者向け） 障害児通所支援給付

4 サービス提供事業者、相談支援事業所、行政、他機関との連携に支障が生じるとき

- 関係機関との連携の支障として、サービス担当者会議が実施されていないこと、相談
支援専門員と事業所の連携が難しいこと、学校との連携が難しいことなどがあげられ
ました。
- 行政との連携の支障として、サービス等の決定が遅いことなどがあげられました。
- 書類が多いこと、多忙であることなども、連携を難しくする要因としてあがりました。
- その他、地理的に、公共交通機関での訪問がしにくいなどの声がありました。

5 現在、事業所運営上の最大の課題

- 人材不足という意見が多数ありました。具体的には、人材が少ない、高齢化、専門職が不足、人材不足により業務量が増加している、資質の向上が必要などです。
- 関係機関が遠方である、送迎が困難など、地理的な課題もあげられました。
- 業務量が多い、利用者が少ない、給付費が低いなどの課題もあげられました。

6 新型コロナウイルスの蔓延による利用者や事業者への影響

- 利用者の困難として、精神的な不安、サービスの利用控え、工賃減少、心身の機能低下、社会参加・交流の減少、虐待リスクの上昇があげられました。
- ヘルパーの派遣や面談が困難、複数の事業所が利用できない、感染等によるサービス提供の不足、アセスメントの困難さなど、サービス提供にも支障がある状況です。
- 感染による報酬減や利用者の減による事業所の経営への悪影響もあります。
- サービス提供者の精神的負担や、非日常業務の増加・感染予防対応など、事業者の負担も増え、行政の支援の必要性の訴えがありました。

7 市の相談支援体制・基幹相談支援センターの設置についての意見等

- 基幹相談支援センターについては、相談支援専門員への「スーパービジョン」や、地域移行支援・地域定着支援、地域の福祉育成の必要性などから、必要性が高いとの意見がありました。
- 相談支援体制として、情報提供・情報共有の充実を望む声、事業所の周知を求めてほしい、相談窓口を周知するべきという意見がありました。
- その他、適切なサービス提供のための支援として、セルフプランの解消に努めてほしい、サービス利用中止後のフォローや、セルフプラン者について市によるアセスメントを行ってほしい、自立支援協議会等の活性化等の意見がありました。

8 市の障害福祉計画又は障がい福祉行政全般に対する意見等

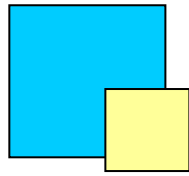
- 市の施策・取り組みへの要望として、支給基準日数・決定の迅速さを求める声、書類作成の簡略化、事業所の理解、日中一時支援事業設置基準の策定、強度行動障がい・重症心身障がい・医療的ケア者を受け入れるための支援、人材育成の必要性、研修の実施などがありました。
- その他、インクルーシブ教育の推進や障害福祉教育の充実等の必要性などが指摘されました。

(3) 意見・要望等への対応について

アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見について

- 希望する暮らしを実現するために必要な支援として、「日々の相談に乗ってくれる人の存在」の要望が多かったこと、障害福祉団体や障害福祉サービス等の事業所から、相談支援の充実を求める意見が寄せられたことを踏まえ、障がい児者の相談支援体制の強化に取り組めます。
- 今後、3年以内の暮らしの希望や、自由記述において、共同生活援助（グループホーム）の希望が多かったことを踏まえ、新たな事業者の参入等の促進を図り、ニーズに合わせたサービス提供量の確保に努めます。
- 介助者が高齢になり、身体の衰えが心配されるほか、23歳未満の若年層の介助者がいることが分かりました。障害福祉サービス・障害児通所支援給付の充実を図ることにより、介助者の支援を行うとともに、介護家族の相談を受ける機能の充実、交流の場の確保等に努めます。
- 外出の際の移動支援については、「困っていることは特にない」との回答が最も多かったものの、心身の障がいや病状のため電車・バスなどへの乗車が困難、移動にかかる費用が高い、療育施設や通院先の病院に送迎がないという回答も比較的多かったほか、公共交通の不便さ等について意見が寄せられました。外出支援・移動支援に対応するサービスが円滑に利用できるよう、提供量の確保に努めます。
- アンケート・ヒアリングの結果によると、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がい児者ともに、交流や外出の機会が減少しており、これらの影響によって、心身の機能が低下している可能性があります。また、日中活動の場の充実を求める意見も複数寄せられました。以上を踏まえ、障がい者の交流・活動の場の確保・居場所の充実に努めてまいります。
- 障害児通所支援等を利用している世帯において、施設や行政に求めることとして最も多かった意見は「支援の専門性や質の向上」でした。児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所において、支援の質の向上が図られるよう、取り組んでまいります。
- 障害福祉サービスの複雑さ等もあり、アンケート、ヒアリングともに情報提供の充実を求める声が数多くみられました。また、関係機関同士も情報連携の充実を求める意見もいただきました。障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信、相談先の周知徹底に努めるとともに、情報連携の充実を図ってまいります。

今回の調査でいただいたご意見、ご要望につきましては、本計画第4章の「計画の内容（各サービスの見込み量等）」に反映させていただき、市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に努め、年度ごとに達成状況等を公表させていただきます。



第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の目標像

本市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり定めました。

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障がいのある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本的理念及び白井市第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の 7 点を基本方針として設定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって 18 歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

(3) 入所等から地域への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人(医療的ケアを必要とする障がい児等)のための包括的な支援体制の構築について、白井市地域福祉計画と連携しながら、進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図るため、職場環境の整備や ICT の活用等による事務負担の軽減、業務の効率化を支援します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。さらに障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

本計画の将来人口の推計にあたっては、令和 4 年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は、今後減少していく見込みです。

市では、これまで障がいのある人(手帳所持者)は増加の傾向を示しており、本計画期間中においても引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、特定医療費(指定難病)の受給者数は、少しずつ増加していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計)及び難病患者数を下表のとおり推計しています。

■障がいのある人(手帳所持者)の数の実績と見込み

(単位:人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人口 ^{☆1} (住民基本台帳)	62,745	62,693	62,512	62,130	61,714	61,256
身体障害者手帳 所持者数	1,706	1,753	1,804	1,856	1,910	1,965
療育手帳所持者数	414	450	476	503	532	563
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	499	532	583	638	698	765
難病患者数 ^{☆2}	428	461	468	475	482	489
合計	3,047	3,196	3,331	3,472	3,622	3,782
対総人口比率 (単位:%)	4.9%	5.1%	5.3%	5.6%	5.9%	6.2%

※ 令和 3 年度、令和 4 年度末実績値。(令和 4 年度難病患者数は推計値)令和 5 年度以降は推計値です。

☆1 人口は第 8 期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合をとった推計値です。

☆2 難病患者数は令和 4 年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

4 成果目標及び活動指標

「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障児福祉計画」では、「白井市障害者計画」との整合性を図りながら、令和 8 年度を目標年度とする成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

設定する成果目標は、以下の 7 項目です。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【成果目標】

【活動指標】

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施
- 強度行動障がい者への支援体制の充実

福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業の一般就労への移行者数の増加
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合の増加
- 就労定着支援事業の利用者数の増加
- 就労定着支援事業所ごとの就労率の増加

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置数
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障がい者等包括支援の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数
- 地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数
- 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 令和8年度末における地域生活への移行者数について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【現状と課題】

第6期計画では、平成31年度末の福祉施設入所者は24人で、地域生活に移行する人の数値目標を2人とし、待機者数を勘案したうえで、令和5年度末の福祉施設入所者を23人にすることとし、障がいのある人の地域生活への移行に取り組んできました。施設入所者の地域生活への移行については、令和3年度から令和4年度の2年間で2人が移行しました。

国の指針では、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することとしていますが、入所者の高齢化や障がい者本人とその家族の思いとして、慣れ親しんだ場所での生活を望む傾向があり、環境が変化することへの不安などから、地域生活への移行はなかなか進んでいないのが現状です。入所者本人や家族の意向を確認し、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を図る必要があります。また、地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型グループホームの開設など、地域での支援に係る資源の状況を総合的に勘案する必要があります。

成果目標		
項目	数値等	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	24人	
【目標値】地域生活移行者の増加	2人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%以上	
【目標値】施設入所者の削減	2人	(A)の時点から令和8年度末時点における施設入所者の削減数
	5%以上	

【目標達成のための方策】

- 国の基本方針、施設入所支援の利用状況、入所者の地域生活へのニーズ等を踏まえるとともに、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81 ページ:2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

85～91 ページ:4 地域生活支援事業の見込み(全体)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
 - 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。
- ※上記項目の具体的な成果目標については、千葉県が設定する。

【現状と課題】

精神障がいがあっても、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム（しくみ）の構築が望まれています。市では、地域自立支援協議会の一部として、令和 4 年度に協議の場を設け、しくみづくりに向けた検討を行っています。

精神病床からの退院を支援する地域移行支援と、退院後の生活を支える地域定着支援については、サービスを担う相談支援事業所の確保や制度周知が課題となっています。

また、アンケートの結果からは、精神科医療機関を受診する際の、気持ち面の抵抗の大きさ、精神科医療機関との距離など、精神科医療受診の困難さが明らかになりました。

成果目標に関連する活動指標				
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	16 人	17 人	18 人	
参加者の内訳	保健	2 人	2 人	2 人
	医療（精神科）	6 人	6 人	6 人
	医療（精神科以外）	0 人	0 人	1 人
	福祉	7 人	7 人	7 人
	介護	1 人	1 人	1 人
	当事者	0 人	1 人	1 人
	家族等	2 人	2 人	2 人

☆参加者は重複する場合があるため参加者数とは一致しない。

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者(人/月)	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者(人/月)	0人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者(人/月)	34人	38人	43人
精神障がい者の自立生活援助の利用者(人/月)	2人	2人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者(人/月)	2人	2人	2人

【目標達成のための方策】

- 協議の場では、市内外の精神科医療福祉関係者、家族会や精神障がい当事者の意見を聞きながら、課題を検討し、年度ごとに取り組む目標の設定と評価を行います。
- 退院を希望する人が、地域での安心した暮らしを送れるよう、精神科医療機関や相談支援事業所と連携しながら、適切な障害福祉サービスの利用促進を図ります。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

85～87・89～90ページ:4 必須事業(1)理解促進研修・啓発事業・(2)自発的活動支援事業・(3)相談支援事業・(4)成年後見制度利用支援事業・(5)成年後見制度法人後見支援事業・(9)移動支援事業・(10)地域活動支援センター 任意事業(1)日中一時支援事業

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。(新規)

【現状と課題】

市では「親なきあと」における生活の安心を確保するとともに、入所等から地域生活への移行及び継続を目的として、地域生活支援拠点等の整備を進めており、令和5年度からは、新たに「専門的人材の確保・養成」のための講座を実施します。

地域生活支援拠点等は相談支援、夜間休日等の緊急対応、自立した生活へ向けた体験の機会提供などを機能としていますが、ニーズ把握や周知が十分とは言えません。

国の指針では、新たに強度行動障がい者を有する者に関しての支援ニーズの把握と、支援体制の整備を進めることとされており、障がい者の重度化、高齢化も見据えた、地域生活支援拠点等の機能強化が課題となっています。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回	地域自立支援協議会にて報告を行い、検証及び検討を行う
【目標値】強度行動障がい者への支援体制の充実(新規)	年1回	強度行動障がい者支援体制のニーズ把握、検討の実施回数

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

【目標達成のための方策】

- 地域生活支援拠点等の設置は、引き続き1箇所とし、地域自立支援協議会において、運用状

況の検証及び検討を行い、安定的・継続的な運営の確保と機能の充実に取り組めます。

○地域における効果的な支援体制構築のため、拠点コーディネーターの役割と配置場所などについて検討を行い、令和7年度からの配置を目標とします。

○地域生活支援拠点が果たすべき機能の充実に取り組んでいきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

86ページ:4 (3)相談支援事業

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

○就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

○就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

○就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規)

○就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業所のうち就労定着支援利用後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【現状と課題】

第6期計画では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数20人を成果目標として見込んでいましたが、令和4年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は12人で、目標達成は困難な状況です。

そのうち就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数は1人、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数はいませんでした。

一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標としていますが、令和4年度における一般就労への移行者数12人に対し、就労定着支援事業所の利用者は5人、利用した割合は41.7%で目標達成は困難な状況です。

一般就労後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援事業について、利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を図る必要があります。

成果目標		
項目	数値等	備考
【基準値】		
福祉施設から一般就労への移行者数(A)	10人	令和3年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数
就労移行支援事業からの移行者数(B)	9人	
就労継続支援A型事業からの移行者数(C)	0人	
就労継続支援B型事業からの移行者数(D)	1人	
就労定着支援事業の利用者数(E)	4人	
【目標値】		
令和8年度の一般就労への移行者数	13人 (A)の1.28倍	令和8年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数
就労移行支援事業からの移行者数	12人 (B)の1.31倍	
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人 (C)の1.29倍	
就労継続支援B型事業からの移行者数	2人 (D)の1.28倍	
就労定着支援事業の利用者数	6人 (E)の1.41倍	
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所(新規)	50%	就労移行支援事業所の5割以上
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	就労定着支援事業所数の2割5分以上

【目標達成のための方策】

- 就労支援事業所が、関係機関との連携を深め、意欲のある障がい者の就労を支援する体制を強化する必要があると考えます。市は、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携の場を設けるなど、体制強化のための支援を行っていきます。
- 障がい者が一般就労後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援事業の利用を促進していきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

79~81ページ:2 (2)日中活動系サービス・(4)相談支援 86ページ:4 (3)相談支援事業

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【現状と課題】

障がいのある児童やその家族に対して、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で必要な支援が提供できるよう、地域における支援体制の整備が求められています。市では地域の障がい児の健全な発達において、中核的な役割を果たす機関として、令和4年4月より、白井市こども発達センターを児童発達支援センターとして位置づけました。

同時に、障がいのある児童も共に暮らす共生社会の実現に向け、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制として、保育所等訪問支援を開始しました。利用人数は増加傾向にありますが、今後もサービスの充実を図るために、受け入れ体制の見直しや、児童が集団生活を営む施設、相談支援事業所との連携など、より効果的で効率的な事業展開が求められています。

また、令和4年度からは、障害児通所支援給付を利用している児童を対象として、切れ目のない、連携した支援が提供できるよう、障害児通所支援事業所・相談支援事業所・市・保育・教育・医療等で支援情報を共有する、情報共有システムを導入しました。

医療的ケア児への支援として、令和4年12月開催した地域自立支援協議会内において、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場(白井市医療的ケア児支援連絡会)を設置し、令和5年4月に医療的ケア児等コーディネーターをこども発達センターに1人配置しました。協議の場では、地域における課題の整理、地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを進めていくこととされており、福祉サービスとつながっていない医療的ケア児を把握するために、関係機関と連携しながら体制を整備していくことが課題となっています。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1カ所 (継続)	

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内 1 か所	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内 1 か所	
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)	
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6 人	6 人	8 人
ペアレントメンター人数	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	1 人	1 人

【目標達成のための方策】

- こども発達センターにおいて、児童発達支援センターとして地域の障がい児の健全な発達のための中核的な支援機能を充実させるため、専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション(支援内容等の助言・援助)に取り組むとともに、地域の障がい児の発達支援に関する相談を実施し、インクルージョンを推進していきます。
- インクルージョンの推進の観点から、情報共有システムの充実を図るため、参加する機関等を増やす働きかけを行うことともに、児童に関係する機関が連携し、適切に役割分担をしながら、より良い支援が提供できるよう、システムの活用を促進していきます。

○医療的ケア児の支援体制の充実等を図るため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、併せて関係機関による協議の場において、ニーズの把握や地域の課題の整理をしていきます。また、こども発達センターと市・関係機関が連携し、ペアレントプログラムを実施していきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

83~84ページ:3 (1)障害児通所支援・(2)障害児相談支援・(3)子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

【現状と課題】

障がい児者が、地域で安心して、希望する生活を送ることができるようするための相談支援には、障害福祉サービスの利用児者を対象とした計画相談支援や、すべての障がい児者を対象とした相談支援があります。

計画相談支援は、地域の相談支援事業者が担っており、事業者数や相談員数は増加傾向にありますが、事業者ごとの支援力に差が生じないよう、サポート体制の強化が必要です。

また、すべての障がい児者を対象とした相談支援は、市障害福祉課や指定管理者により障害者支援センターに相談窓口を設置していますが、障がい児者の増加により、細やかな相談支援が困難になりつつあります。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制の強化の取組み等を行う施設として、平成24年から障害者総合支援法に位置付けられ、令和4年の法改正で、令和6年4月から設置が市町村の努力義務とされましたが、白井市では設置に至っていません。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置	設置	

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】令和 8 年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保(新規)	確保	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	75 件	75 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 回	2 回	2 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2 回	5 回	5 回
主任相談支援専門員の配置人数(新規)	0 人	1 人	1 人

【目標達成のための方策】

- 令和 7 年度に基幹相談支援センターを設置し、障がい児者や家族等に対する、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置に合わせ、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化に取り組んでいきます。

▶ 第 4 章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

81 ページ: 2 (4)相談支援 83~84 ページ: 3 (2)障害児相談支援 85 ページ: 4 (3)相談支援事業

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

- 令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【現状と課題】

千葉県が主催する、権利擁護や障がい理解に関する研修に市職員が参加しています。

また、令和 5 年度から、地域生活支援拠点において、地域の障害福祉サービス等を提供する事業者に向け、専門的人材の確保・養成を目的とした研修を実施しています。

障害福祉サービスについては、種類が多様化するとともに、多くの事業所が参入しているなか、より一層利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

児童発達支援センターについては、児童福祉法の改正により、地域の障害児通所支援事業所等に対して、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う役割が明記されました。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】令和 8 年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1 回	1 回	1 回

【目標達成のための方策】

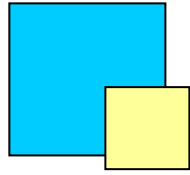
- 市の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」を行い適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。
- 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に積極的に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所と共有することで、請求内容の誤りを防止し、障害福祉サービス等の適正な給付と質の向上に努めます。
- こども発達センターは、児童発達支援センターとして、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容等の助言・援助）を行い、質の向上を支援していきます。

○地域生活支援拠点において、市内事業所の職員向けに、「専門的人材の確保・養成」のための講座を実施し、支援スキルの向上を図ります。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

83～84ページ:3 (1)障害児通所支援・(2)障害児相談支援



第4章 計画の内容(各サービスの見込み量等)

Ⅰ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。

① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の 2 区分に分けられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の 3 つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障がいのため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」を行います。その他地域生活への移行や定着を支援する「地域移行支援」「地域定着支援」も含まれます。

③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、本市では、家族の就労支援や一時的な休息等のため、日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

④ 障害児通所支援等

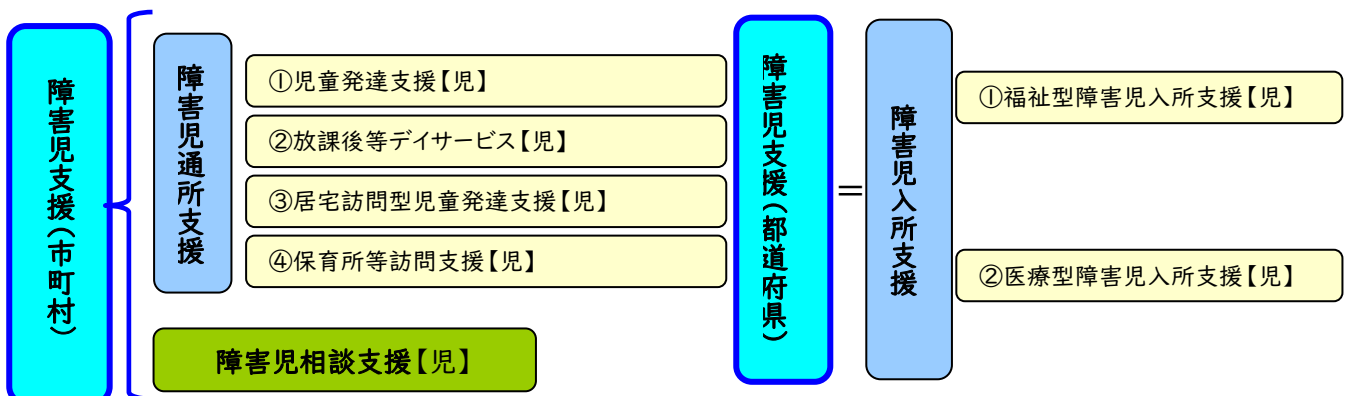
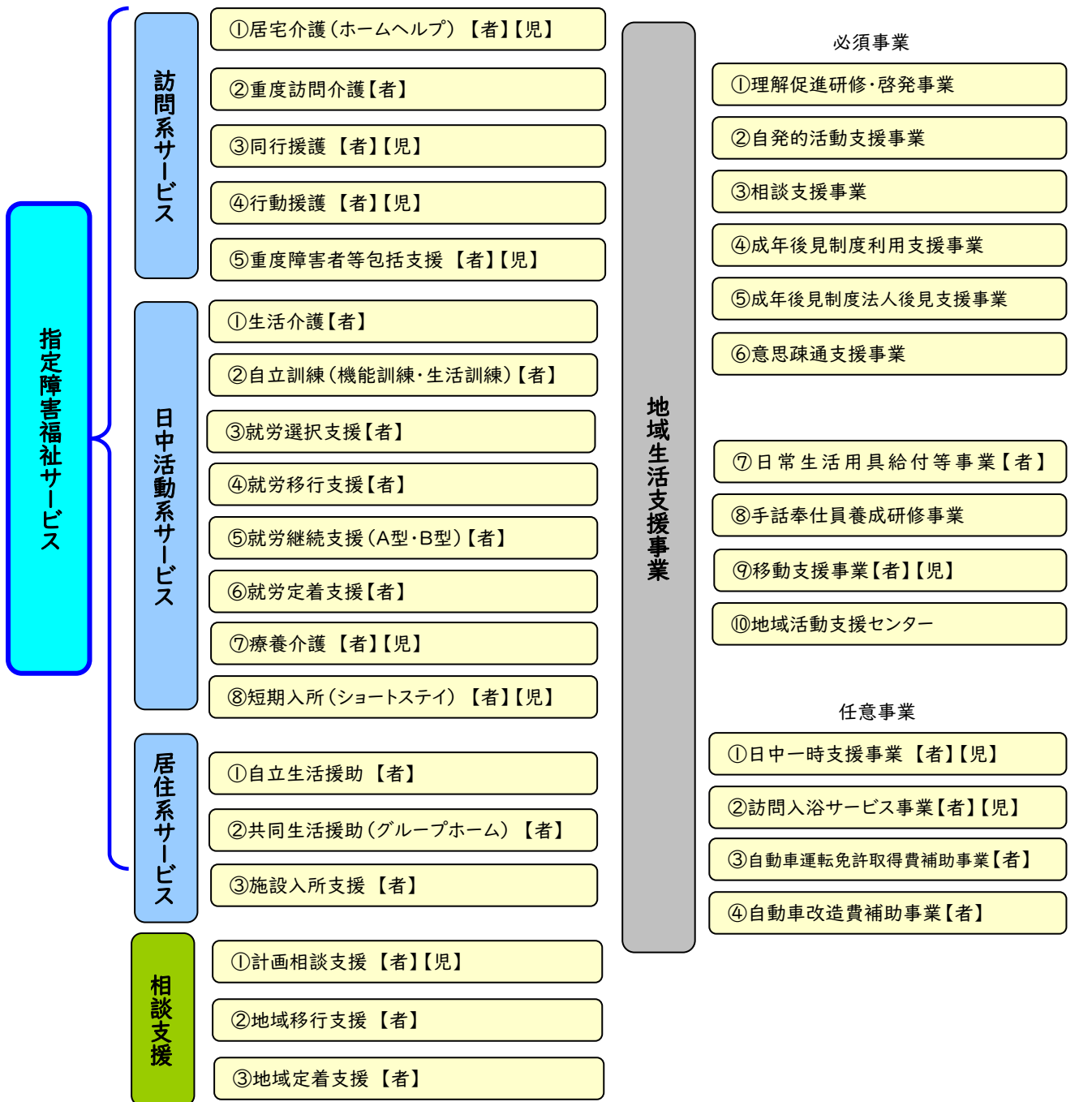
障害児通所支援等は、市町村が実施主体となり行うサービスで、次の4つのサービスに分かれます。

1つ目は、就学前の児童に、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練等を提供する「児童発達支援」、2つ目は、障がいのある就学児の放課後や夏休み等に生活能力向上のため訓練等を提供する「放課後等デイサービス」、3つ目は、自宅に訪問し、重度の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応のための訓練等を提供する「居宅訪問型児童発達支援」、4つ目は、障がい児施設で指導経験のある児童発達指導員等の専門員が保育所等を訪問し、障がいのある児童及び保育所等のスタッフに対し、専門的な支援方法等の指導を行う「保育所等訪問支援」があります。

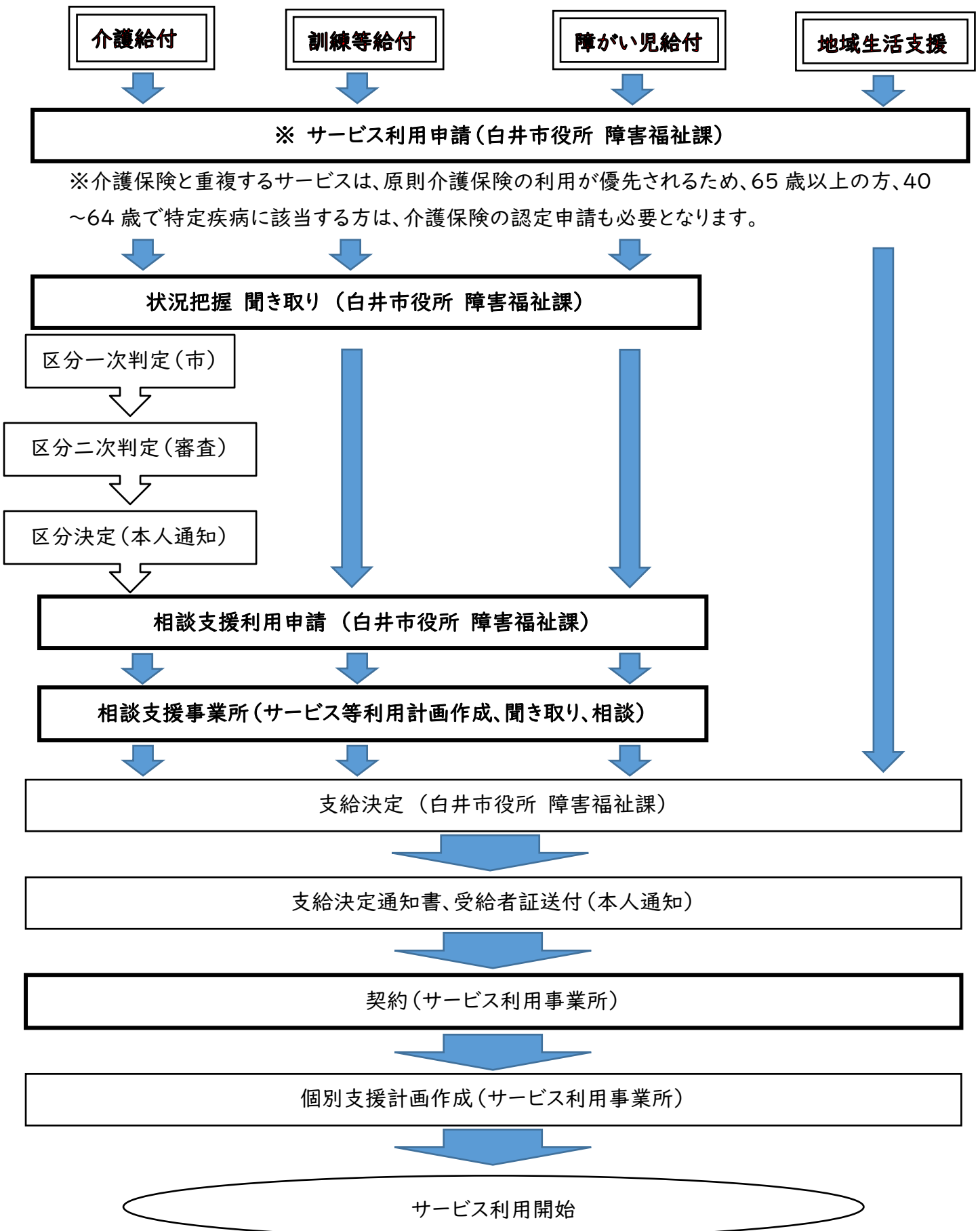
そのほかに、都道府県が実施主体となり行う「障害児入所支援」があります。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

※【者】は「障がい者」、【児】は「障がい児」が利用できるサービスです。



障害福祉サービス開始までの流れ



2 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

本節では、活動指標のうち、指定障害福祉サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

指定障害福祉サービス・相談支援には、次のようなサービスがあります。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
	同行援護	重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。
	行動援護	知的、精神障がい者（児）で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。利用者と雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。
	就労定着支援	就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	

区分	サービスの種類	サービスの内容
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を対象として、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。
	地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

(1) 訪問系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
居宅介護	合計時間数 (時間/月)	499	561	588	594	666	746
	人数 (人/月)	37	41	46	52	58	65
重度訪問 介護	合計時間数 (時間/月)	1,511	1,504	1,467	1,772	1,808	1,844
	人数 (人/月)	2	3	3	3	3	4
同行援護	合計時間数 (時間/月)	50	79	93	81	81	81
	人数 (人/月)	6	6	7	7	7	7
行動援護	合計時間数 (時間/月)	419	421	486	571	571	571
	人数 (人/月)	19	21	22	22	22	22
重度障害 者等包括 支援	合計時間数 (時間/月)	0	0	60	90	90	90
	人数 (人/月)	0	0	2	3	3	3

【見込み量確保のための方策等】

施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

市内でサービスを提供する事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。

また、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。

なかでも、「居宅介護」「重度訪問介護」については、これまでの利用の推移や介護者の高齢化等により、ニーズが高まると見込まれます。一方で、障害福祉サービス分野における介護人材の不足が課題となっていることから、市内事業者が参加する就職フェアの開催・介護職に関する研修情報の提供など介護人材確保のための支援に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	合計日数 (人日/月)	1,689	1,691	1,700	1,812	1,885	1,960
	人数 (人/月)	86	86	88	92	95	99
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	13	7	6	6	6	6
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	57	56	66	67	67	67
	人数 (人/月)	7	4	5	6	6	6
うち精神 障がい者	合計日数 (人日/月)	—	—	30	30	30	30
	人数 (人/月)	—	—	2	2	2	2
就労選択 支援	合計日数 (人日/月)	—	—	—	—	84	126
	人数 (人/月)	—	—	—	—	6	9
就労移行 支援	合計日数 (人日/月)	601	524	561	616	684	759
	人数 (人/月)	37	36	36	40	44	49
就労継続 支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	515	564	651	749	884	1,043
	人数 (人/月)	25	28	33	39	46	54
就労継続 支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	1,168	1,294	1,395	1,595	1,771	1,965
	人数 (人/月)	74	82	93	103	115	127
就労定着 支援	人数 (人/月)	6	16	16	22	30	41
療養介護	人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	合計日数 (人日/月)	86	160	150	184	219	260
	人数(人/月)	7	10	16	19	23	27
短期入所 (医療型)	合計日数 (人日/月)	0	4	4	4	4	4
	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策等】

日中活動系サービスは、障がいのある方の特性や利用者の希望によって、昼間の活動を支援するサービスで、全体的に増加傾向で推移しています。特に「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」については、今後も特別支援学校卒業生の進路先として需要が見込まれます。

また、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間必要な訓練を行う「就労移行支援」や一般就労している人に必要な連絡調整やアドバイスを行う「就労定着支援」についても、これまでの利用実績や障がい者の法定雇用率の上昇などの社会背景から、ニーズが高まると見込まれます。

引き続き、事業者や相談機関等と連携を図り、利用者に対し事業者情報の提供や必要なサービス量の確保に努めるとともに、障がいのある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。なかでも「生活介護」「短期入所」については、利用ニーズの増加に対して、市内の事業所数に不足が生じると見込まれることから、定員の充足状況を随時把握したうえで、不足が生じた場合には、新たな事業所の参入を促進します。

また「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」については、障がい者のニーズに応えられるよう多様なプログラムや生産活動を市内に整えることが求められており、今後は市内の実状を見極めながら必要に応じ、参入を促進します。

(3) 居住系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立生活 援助	人数 (人/月)	8	3	2	2	2	2
	うち 精神障がい者 (人/月)	—	—	2	2	2	2
共同生活援助	人数 (人/月)	51	58	66	75	84	95
	うち 精神障がい者 (人/月)	23	26	30	34	38	43
	うち 重度障がい者 (人/月)	—	—	14	17	18	21

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
施設入所支援	人数(人/ 月)	26	24	24	23	23	22

【見込み量確保のための方策等】

「共同生活援助(グループホーム)」は、地域生活への移行や介護者の高齢化などにより、緩やかであるものの、増加することが見込まれます。

今後は、家族の高齢化に伴う「親なき後」の課題に対応するため、継続的に地域における居住の場を確保していく必要があります。また、重度障がい者に対応する日中サービス支援型のグループホームなどの市内参入を促進し、居住の場の確保に努めます。

「施設入所支援」は、真に入所が必要な、重度の障がいのある人について、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	人数 (人/月)	76	78	83	96	112	130
地域相談支援 (地域移行支援)	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1

【見込み量確保のための方策等】

計画相談支援について、市内の相談支援事業所数は増加傾向にあり、セルフプランの解消が進んでいますが、量的に十分に充足しているとは言えない状況にあることから、事業所又は事業所に所属する相談支援専門員の増によって、計画相談支援の提供体制を確保していく必要があります。

事業所への働きかけを行うと共に、地域自立支援協議会や市の相談支援体制の充実により、相談支援専門員の人材育成に取り組めます。

地域移行支援、地域定着支援については、地域生活支援拠点等や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、障がい者の地域支援体制づくりの協議とあわせてニーズ把握に努め、制度の利用促進を図ります。

3 障害児通所支援等の見込み

本節では、活動指標のうち、障害児通所支援等の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

障害児通所支援等サービスには、次のようなサービスがあります。

区分	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	放課後等 デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	居宅訪問型 児童発達支援	自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	保育所等 訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。
相談支援	障害児 相談支援	障害児通所支援の利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

(1) 障害児通所支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
児童発達支援	合計日数 (人日/月)	749	837	744	826	917	1,018
	人数(人/月)	114	109	105	116	129	143
放課後等 デイサー ビス	合計日数 (人日/月)	1,444	1,742	1,886	2,090	2,299	2,529
	人数(人/月)	148	163	189	208	229	252
居宅訪問 型児童発 達支援	合計日数 (人日/月)	0	0	0	4	4	4
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1
保育所等 訪問支援	合計日数 (人日/月)	—	4	4	8	8	8
	人数(人/月)	—	4	4	8	8	8

【見込み量確保のための方策等】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数は、発達に支援を要する児童数や1人あたりの利用日数の増加などから、ニーズが高まっていくものと見込まれます。

今後も、適宜、必要量の把握に努め、民間事業所や関係機関と連携を図って、必要量の確保に努めます。

なかでも「放課後等デイサービス」については、利用ニーズの増加に対して市内の事業所数に不足が生じると見込まれることから、市内事業所の定員の充足状況を随時把握したうえで、市内への参入を促進していきます。

「保育所等訪問支援」については、保育所等における集団生活への適応を行う支援であり、インクルーシブ保育・教育の推進により、ニーズが高まると見込まれます。令和4年度から本事業を実施しているこども発達センターを中心として、必要なニーズに応えられるよう、提供体制を整えていきます。

(2) 障害児相談支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障害児 相談支援	人数(人/月)	59	78	82	86	90	95

【見込み量確保のための方策等】

障害児相談支援の事業所の増加により、セルフプランの解消が進んできていますが、利用者数の推移から、必要量も増加すると見込まれます。民間事業者や関係機関と連携をしながら、体制整備に引き続き努めてまいります。

具体的には、事業所数の増又は事業所に所属する相談支援専門員の増によって、障害児相談支援の提供体制を確保していく必要があります。事業所への働きかけを行うと共に、地域自立支援協議会や、市の相談支援体制を充実することにより後方支援体制を整え、相談支援専門員の人材育成の充実を図ります。

(3) 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
① 保育所	45	50	51	53	54	56
② 認定こども園	2	2	11	11	11	11
③ 幼稚園	53	62	65	66	67	67
④ 放課後健全育成事業	30	34	36	37	39	41
⑤ 事業所内保育	0	0	0	0	0	0
⑥ その他 (小規模保育所等)	0	2	1	1	1	1
合計	130	150	165	168	172	176

【見込み量の確保のための方策等】

保育所、認定こども園、幼稚園等と連携し、着実な受け入れを図ります。

4 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み(または実施の有無)と、事業の実施に関する考え方を示します。

◇必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
有	有	有	有	有	有

【実施のための方策等】

市内の法人と連携のうえ、一般市民、障がい当事者及びその家族、支援関係者等を対象として、障がいの理解と啓発を目的とした講座を開催します。また、障がい者の家族を対象として、親なきあとに利用できる社会資源、将来必要となる備え等に関する講座を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
無	無	無	有	有	有

【実施のための方策等】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が、当事者や家族・きょうだい児の交流会等のピアサポート活動、災害対策活動支援、見守り活動などの孤立防止活動、ボランティア活動、身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動等を行った場合、その活動を支援する制度を立ち上げます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
①障害者相談支援事業所 数(か所)	5	6	6	6	6	7
②基幹相談支援セン ター	無	無	無	無	有	有
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

【見込み量の確保及び実施のための方策等】

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、県の相談支援従事者研修等について市内事業所に案内し、必要な障害者相談支援事業所数と相談支援専門員の確保に努めます。また、令和7年度、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援事業者に対し訪問等による専門的な指導・助言に取り組むため、基幹相談支援センターを設置します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人について、権利擁護のためその利用を支援し、促進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
成年後見制度利用支援 事業(実利用見込み者 数)(人)	6	4	5	5	5	5

【見込み量の確保のための方策等】

制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談窓口の明確化や、市で行う成年後見に関する相談会の情報提供など、広く周知を行います。

また、必要な人に対して、成年後見、保佐及び補助に関する審判の請求を市長が行い、知的障がい又は精神障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、成年後見制度の利用が困難である

と認められる人に、成年後見制度の申し立てに要する経費や、後見人等の報酬等の一部を助成します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
無	無	無	無	無	無

【実施のための方策等】

既に市社会福祉協議会や市内NPO法人が法人後見事業を実施しており、困難な受任事例など、必要な時は市が相談に応じています。現在、研修等について事業実施予定はありませんが、新たに適任の法人が現れた場合には実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
①手話通訳者設置事業(実 設置見込み通訳者数)(人)	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業(実 利用見込み者数)(人)	10	9	9	9	9	9
③要約筆記者派遣事業(実 利用見込み者数)(人)						

【見込み量の確保のための方策等】

派遣事業については、手話通訳者及び要約筆記者の登録を進めるとともに、千葉県聴覚障害者センターへの委託等により、必要なサービス量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	1	4	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	7	7	6	6	6	6
③ 在宅療養等支援用具	6	7	6	6	6	6
④ 情報・意思疎通支援用具	8	4	6	6	6	6
⑤ 排せつ管理支援用具	1,234	822	1,184	1,231	1,280	1,331
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	2	2	2	2
合計	1,257	845	1,206	1,253	1,302	1,353

【見込み量の確保のための方策等】

ストマ装具や紙おむつ等の排せつ管理支援用具は、ぼうこう・直腸機能に障がいのある人の増加等により、増加すると見込まれます。

日常生活用具を必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。また、排せつ管理支援用具を除き、用具の耐用年数(交換周期)は多様であり、年度ごとに必要量の変動が比較的大きくなること等に注意し、適切なニーズの把握と給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込み者数)(人)	3	4	5	5	5	5

【見込み量の確保のための方策等】

印西市及び栄町と共同で開催している養成講座を通じて奉仕員を養成していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	5,066	4,751	5,293	5,346	5,400	5,454
実利用見込み者数 (人/年)	57	54	55	55	56	56

【見込み量の確保のための方策等】

令和2年度から令和4年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響と思われる利用の減少がありました。令和5年度は実績が増加に転じる見込みです。令和6年度以降も利用は増加すると見込んでおり、必要な人が支援を受けられるよう、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し、サービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う事業です。地域活動支援センターには、精神保健福祉士などの専門職を配置して、医療・福祉等関係機関との連携強化や相談事業を行うⅠ型と、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するⅡ型・Ⅲ型があります。市では、障害者地域活動支援センター(Ⅲ型)を運営し、多様な講座を実施しているほか、精神科や心療内科に通院している方を対象としたデイケアクラブを月2回開催しています。

白井市内だけではなく、他の自治体にある地域活動支援センターに通所することもできます。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名		令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (実績見込)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (見込)	
地域活動支援 センター	市内	1	55	1	55	1	43	1	55	1	55	2	65
	市外	2	12	2	13	2	13	2	14	2	15	2	15

☆「市内」は白井市内分、「市外」は他市町村分

☆各年度左列は実施見込箇所数、右列は利用見込者数(人/年)

【見込み量の確保のための方策等】

Ⅰ型である成田地域活動支援センターに運営を委託し、市民が利用できる体制を整えます。また、多様な日中活動の場・障がいのある方の居場所を確保するため、市地域活動支援セン

ター運営費補助金を活用し、地域活動支援センターの増設を見込みます。

さらに市障害者地域活動支援センターでは、必要な人が参加できるよう周知や講座内容を工夫するほか、パソコン講座の開催などにより、デジタルデバイドの縮小を図るよう努めます。

加えて市内及び近隣の地域活動支援センターについて、情報提供していきます。

◇任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	78	81	77	86	97	108

【見込み量の確保のための方策等】

令和2年度から令和5年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響と思われる利用の減少傾向がありましたが、令和6年度以降は利用が増加すると見込んでいます。引き続き利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し、必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	4	4	3	4	4	4

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	0	0	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(4) 自動車改造費補助事業

身体に重度の障がいがある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	2	1	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

◇「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪 問 系	居宅介護	594 時間/月 52 人/月	666 時間/月 58 人/月	746 時間/月 65 人/月
	重度訪問介護	1,772 時間/月 3 人/月	1,808 時間/月 3 人/月	1,844 時間/月 4 人/月
	同行援護	81 時間/月 7 人/月	81 時間/月 7 人/月	81 時間/月 7 人/月
	行動援護	571 時間/月 22 人/月	571 時間/月 22 人/月	571 時間/月 22 人/月
	重度障害者等包括支援	90 時間/月 3 人/月	90 時間/月 3 人/月	90 時間/月 3 人/月
日 中 活 動 系	生活介護	1,812 人日/月 92 人/月	1,885 人日/月 95 人/月	1,960 人日/月 99 人/月
	自立訓練(機能訓練)	6 人日/月 1 人/月	6 人日/月 1 人/月	6 人日/月 1 人/月
	自立訓練(生活訓練)	67 人日/月 6 人/月	67 人日/月 6 人/月	67 人日/月 6 人/月
		うち精神障がい者	30 人日/月 2 人/月	30 人日/月 2 人/月
	就労選択支援	—	84 人日/月 6 人/月	126 人日/月 9 人/月
	就労移行支援	616 人日/月 40 人/月	684 人日/月 44 人/月	759 人日/月 49 人/月
	就労継続支援(A型)	749 人日/月 39 人/月	884 人日/月 46 人/月	1,043 人日/月 54 人/月
	就労継続支援(B型)	1,595 人日/月 103 人/月	1,771 人日/月 115 人/月	1,965 人日/月 127 人/月
	就労定着支援	22 人/月	30 人/月	41 人/月
	療養介護	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	短期入所	福祉型	184 人日/月 19 人/月	219 人日/月 23 人/月
医療型		4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
居 住 系	自立生活援助	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	うち精神障がい者	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	共同生活援助	75 人/月	84 人/月	95 人/月
	うち精神障がい者	34 人/月	38 人/月	43 人/月
	うち重度障がい者	17 人/月	18 人/月	21 人/月

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
施設入所支援		23 人/月	23 人/月	22 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	96 人/月	112 人/月	130 人/月	
	地域相 談支援	地域移行支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		うち精神障がい者	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		地域定着支援	0 人/月	1 人/月	1 人/月
		うち精神障がい者	0 人/月	1 人/月	1 人/月

*人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数=月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障がい児通所支援>

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	826 人日/月 116 人/月	917 人日/月 129 人/月	1,018 人日/月 143 人/月
	放課後等デイサービス	2,090 人日/月 208 人/月	2,299 人日/月 229 人/月	2,529 人日/月 252 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	保育所等訪問支援	8 人日/月 8 人/月	8 人日/月 8 人/月	8 人日/月 8 人/月

<障害児相談支援>

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談 支援	障がい児相談支援	86 人/月	90 人/月	95 人/月

<子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ>

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①保育所	53 人	54 人	56 人
②認定子ども園	11 人	11 人	11 人
③幼稚園	66 人	67 人	67 人
④放課後健全育成事業	37 人	39 人	41 人
⑤事業所内保育	0 人	0 人	0 人
⑥その他(小規模保育所等)	1 人	1 人	1 人

■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業		有		有		有	
(3) 相談支援事業	/		/		/		
① 障害者相談支援事業所数	6 か所	/	6 か所	/	7 か所	/	
② 基幹相談支援センター		無		有		有	
③ 基幹相談支援センター等 機能強化事業		有		有		有	
④ 住宅入居等支援事業		無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	5 人	/	5 人	/	5 人	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/		
① 手話通訳者設置事業(実設置 見込み通訳者数)		0 人		0 人		0 人	
② 手話通訳者派遣事業(実利用 見込み者数)		9 人		9 人		9 人	
③ 要約筆記者派遣事業(実利用 見込み者数)							
(7) 日常生活用具給付等事業(件数)		1,253 件		1,302 件		1,353 件	
① 介護・訓練支援用具		2 件		2 件		2 件	
② 自立生活支援用具		6 件		6 件		6 件	
③ 在宅療養等支援用具		6 件		6 件		6 件	
④ 情報・意思疎通支援用具		6 件		6 件		6 件	
⑤ 排せつ管理支援用具		1,231 件		1,280 件		1,331 件	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅 改修費)		2 件		2 件		2 件	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込み者数)		5 人		5 人		5 人	
(9) 移動支援事業(「実施見込か所数」欄 の数值は実利用見込み者数、「利用 見込者数」欄は延べ利用見込み時間 数)	55 人	5,346 時間	56 人	5,400 時間	56 人	5,454 時間	
(10) 地域活動支援センター	市内	1 か所	55 人	1 か所	55 人	2 か所	65 人
	市外	2 か所	14 人	2 か所	15 人	2 か所	15 人

<任意事業分>

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)日中一時支援事業	86人/月	97人/月	108人/月
(2)訪問入浴サービス事業	4人/月	4人/月	4人/月
(3)自動車運転免許取得費補助事業	1人	1人	1人
(4)自動車改造費補助事業	1人	1人	1人

第3章 分野別の活動指標

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		2回	2回	2回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数		16人	17人	18人
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者	保健	2人	2人	2人
	医療(精神科)	6人	6人	6人
	医療(精神科以外)	0人	0人	1人
	福祉	7人	7人	7人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	0人	1人	1人
	家族等	2人	2人	2人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回

■地域生活支援の充実

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

■障がい児支援の提供体制の整備等

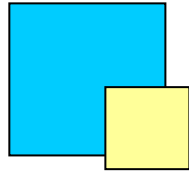
項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
ペアレントトレーニング・プログラム受講者数	6 人	6 人	8 人
ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	1 人	1 人

■相談支援体制の充実・強化等

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	75 件	75 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 回	2 回	2 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2 回	5 回	5 回
主任相談支援専門員の配置人数(新規)	0 人	1 人	1 人

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1 回	1 回	1 回



第5章 計画の推進と進行管理

Ⅰ 推進・進行管理の考え方

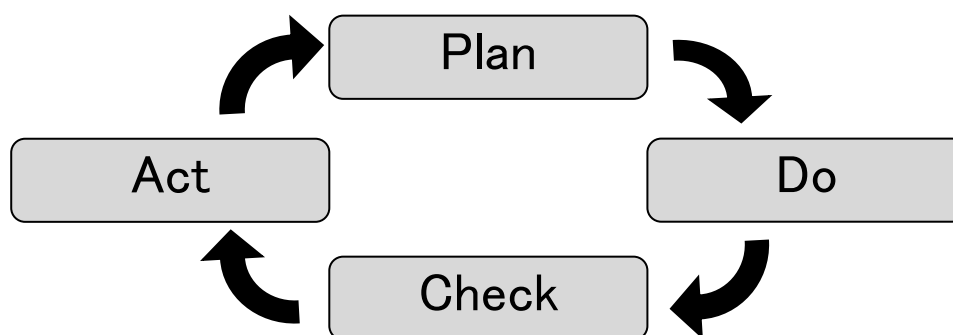
本計画の推進に当たっては、障がいのある人等が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めるとともに、市、関係行政機関、医療機関、教育機関、公共職業安定所及び関係団体等とのネットワークの構築に継続的に取り組み、サービスの円滑な提供と適切な利用を促進します。

また、次の考え方により、進行管理及び評価を行っていきます。

(1) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

◇「成果目標」と「活動指標」について

計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、※¹「成果目標」と※²「活動指標」については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。

このため本市においても、第3章で掲げた「成果目標」（数値的目標）及び第4章で掲げた「活動指標」（サービス見込み量等）を最大の眼目として、計画の推進・評価を行っていきます[△]。

※¹「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

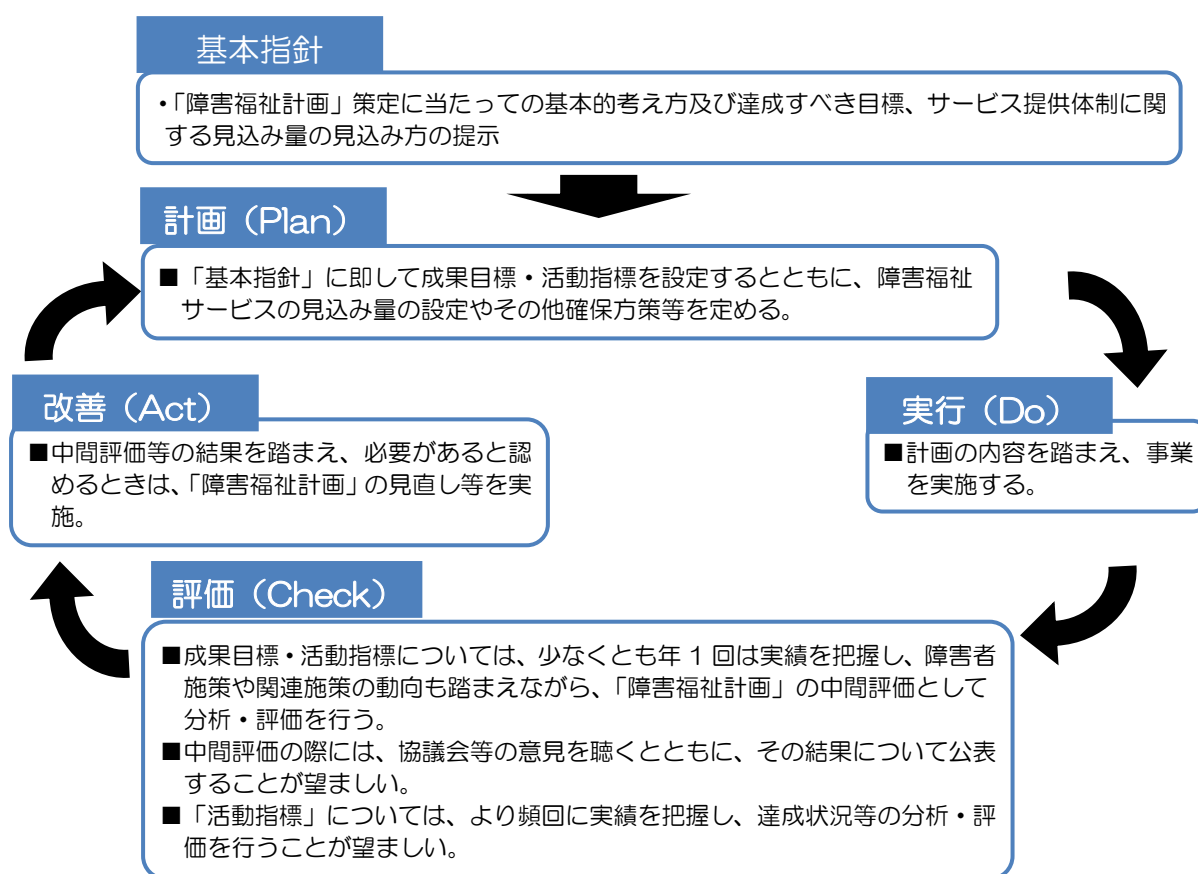
※²「活動指標」とは、国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

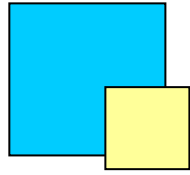
(2) 「白井市地域自立支援協議会」による評価

本市では、平成19年度にサービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」及び「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案などを行い、全体会で全体の調整や方針の検討などを行っています。

この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

障害福祉計画における「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ





參考資料

資料1 計画策定までの経過

年	月日	事項	内容
令和4年度	10月28日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・計画策定方針について(報告) ・現行計画の進捗状況について(報告) ・基礎調査の実施方針について ・その他
	1月5日~ 25日	「計画策定に向けたアンケート調査」実施	
	1月18日~ 19日	「計画策定に向けた障害福祉サービス事業者ヒアリング調査」実施	
	2月7日、 10日、22日	「計画策定に向けた障がい者団体ヒアリング調査」実施	
令和5年度	7月24日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度のスケジュールについて ・現行計画の進行管理・評価について(報告) ・基礎調査の結果について ・骨子案について ・素案の審議について
	9月11日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の審議について
	11月20日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の確定について ・パブリック・コメントの実施等について
	12月15日~ 1月5日	計画案についての市民意見公募(パブリック・コメント)実施	
	2月5日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について

資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	選出区分	所属・職名	備考
1	松浦 俊弥	学識経験を有する者	淑徳大学総合福祉学部教授	◎
2	福岡 幸子	民生委員・児童委員	白井市民生委員・児童委員 連絡協議会	
3	松本 千代子	公共的団体等の代表者	白井市社会福祉協議会	
4	入江 富士子	公共的団体等の代表者	白井市ボランティア連絡協議会	
5	高橋 祐之	公共的団体等の代表者	白井市地域自立支援協議会	
6	林 晃弘	公共的団体等の代表者	白井市障害者支援センター 指定管理者	○
7	吉武 律子	障害者団体の代表者	白井市手をつなぐ育成会	
8	高柳 照夫	障害者団体の代表者	白井市身体障害者友の会 「にこにこ」	
9	平野 順子	障害者団体の代表者	白井市聴覚障害者協会	
10	黒澤 綾子	障害者団体の代表者	白井市視覚障害者 白井あゆみの会	
11	田中 京子	障害者団体の代表者	しらゆりの会	
12	中村 愛	障害者団体の代表者	いちごの会	
13	木下 新治	市民	公募	
14	宇田川 清美	市民	公募	
15	海老原 賢司	市民	公募	

* 備考中の「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

白井市
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

令和6年3月 発行

白井市

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL:047-492-3483

FAX:047-492-3033

企画・編集:白井市福祉部障害福祉課